

## 行政常任委員会

令和 3 年 2 月 4 日（木）

午前 10 時 00 分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今日の議題は、尾鷲市斎場における火葬炉の修繕と尾鷲市犯罪被害者等支援条例（案）、尾鷲市空家等対策計画（案）、それと、この前の環境課のパブリックコメントについての報告を受けたいと思います。

それでは、副市長、特にないですか。

○下村副市長 おはようございます。

委員の皆様には大変お忙しいところ、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題につきましては、それぞれ市民サービス課、環境課のほうから説明、御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

今日は特に市長の出席は求めておりませんが、もし市長にお伺いしたい点があれば出席をお願いしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、議題の一番から、斎場のほうから説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしく願いいたします。

それでは最初に、尾鷲市斎場における火葬炉修繕について御説明申し上げます。

尾鷲市斎場は、竣工から 33 年が経過し老朽化しており、特に火葬炉設備については経年劣化が激しいため、その対応を迫られている状況でございます。

尾鷲市公共施設等個別計画の策定に合わせ、今後の修繕方針を検討するに当たり、別の場所に建て替える、同一敷地内に建て替える、最新の火葬設備に総入れ替えをする、火葬炉れんが等の積み替えを行う、以上、四つの方法を検討いたしました。

その結果、火葬炉の稼働を停止することなく修繕が可能であり、かつ、コスト面においても優位性があるといった点を勘案し、現在の火葬炉のれんが等を積み替える、つまりオーバーホールを行う方法で進めたいと考えております。

検討内容の詳細につきましては、担当より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 それでは、尾鷲市斎場における火葬炉修繕について

説明いたします。

資料右下にありますページ数、5ページを御覧ください。

施設の概要ですが、尾鷲市斎場は、敷地面積2,240.12平方メートル、火葬棟と待合棟の二つに分かれた施設です。火葬棟が308.61平方メートル、待合棟が117平方メートルです。火葬棟には、火葬炉が3基、多目的炉が1基。待合棟には、待合室が3室ございます。

次に、6ページを御覧ください。

過去3年分の火葬件数等のデータになります。1日平均の火葬件数は約1.5件となっておりますが、最も多い日で1日5件の火葬が行われたこともございます。

次に、7ページを御覧ください。

経年劣化のある箇所について説明いたします。劣化している箇所は、現状のフロー図で示した①の主燃炉と再燃炉及び②で示したその他機器類です。1号炉から3号炉まで多少の程度差はあれ、それぞれ劣化が見られます。

主燃炉及び再燃炉は、遺体を火葬する際とても高温になるため、耐火レンガを使用しているとはいえ劣化が避けられず、下の写真のとおり破損がある状況です。ここ数年、部分補修を繰り返していますが、炉の基本構造ともいべきアーチの部分は部分補修で対応することは難しく、このままだと炉が崩落する恐れがあります。

また、8ページの写真のとおり、各機器についても経年劣化が見られ、動作停止の危険性がございます。

次に、9ページを御覧ください。

将来の需要予測として、将来推計人口、死亡者数予測、10ページには、三重県地震被害想定調査結果による大災害時の想定死者数を示しております。人口の減少に伴い、死者数も減少傾向となることが予測されます。

次に、11ページを御覧ください。

経年劣化した部分における修繕の方策についての検討をまとめております。修繕を行うに当たっての財源については、国や県において、火葬炉建設や修繕の補助メニュー等はございませんでしたので、過疎債や都市計画税を充当することとなります。

修繕の方策については、A案、別の場所に建て替える、B案、同一敷地内に建て替える、C案、最新の火葬設備に総入れ替えする、D案、火葬炉レンガ等を積み替える、以上、四つの方法が考えられます。庁内での政策会議での議論の結果、D案が妥当であるとの結論に至りましたが、それぞれの案について、メリット、デメリット

ト、改修費用等について検討経過を説明させていただきます。

まず、A案の別の場所に建て替える方法については、最新の火葬設備にすることができ、駐車場やトイレ等についても最新にすることができますが、法規制の観点から候補地の選定が非常に困難であること、加えて、整備費用が高額であることがデメリットとして挙げられます。なお、A案では10億5,000万円ほどかかった事例がございます。

次に、B案の同一敷地内に建て替える方法については、A案同様、最新の火葬設備を導入でき、施設の設備や建屋を一新することができます。しかしながら、建設途中において、市民に対し駐車場や一部施設の利用制限があり、火葬炉の休業期間が一定期間発生するため、葬儀における市民サービスの観点から理解を得ることが困難であり、加えて、整備費用が高額であることがデメリットとして挙げられます。なお、この方法による改修については8億2,000万円ほどであると考えております。

次に、C案の最新の火葬設備に総入れ替えする方法、これについては、同一施設内で完結するため、B案ほどの支障はないものと考えておりますが、この方法によると、現行の設備では導入ができないため、新たに電気設備を中心に施設の大幅な改修が必要となり、今の斎場ではスペース的に難しいこと、加えて、B案と同様に、火葬炉の休業期間が一定期間発生するため、利用者の理解を得られることが困難であることがデメリットとして挙げられます。なお、この方法による改修は、炉そのもので1億5,000万円ほどに加えて電気設備の附帯工事費が別途必要となることと考えております。

最後に、D案、火葬炉れんが等を積み替える方法については、修繕が必要となっている火葬炉設備を一つ一つ積み替えていく方法となります。また、1炉ずつ修繕を行うため、火葬炉の休業期間を設けることなく工事を行うことが可能です。ただし、ほかの案に比べ補修期間がないことがデメリットとして挙げられます。

工事費用については、7年間の総額で約1億円ほどが見込まれ、全案の中で最も安価に工事を行うことができます。加えて、単年度における予算額を抑えることができ、額を均一化することが可能です。

なお、検討結果をまとめた図と想定工期の概略図を12ページ中段に記載しております。

本市としましては、葬儀を行う住民感情の観点から、工事期間中に火葬炉の稼働を止めることなく修繕を行うことが最も重要であることと考えており、今回は斎場

の建て替えは実施せず、火葬炉のれんが等の積み替えを主とするD案が妥当であるものと判断いたしました。

次に、13ページを御覧ください。

D案での修繕概要について記載しており、修繕箇所については、①並流燃焼方式大型炉、②火炉台車の寸動装置、③主燃バーナー操作機能、④排気ファン、燃焼空気ブロワ、⑤各種制御盤の主に五つの箇所について修繕が必要となっております。

次に、14ページを御覧ください。

14ページから17ページに、それぞれの箇所の修繕内容を記載しておりますが、大きな部分としては、この14ページの並流燃焼方式大型炉の修繕で、耐火れんがをセラミックファイバー製とすることにより、耐火物の破損を防ぐことができます。そのほか、次ページからの火炉台車の寸動装置等の修繕内容については、後ほど御覧いただければと思います。

次に、18ページを御覧ください。

5-8、火葬場の広域化については、近隣市町が行った火葬炉の改修事業について調査を行いました。改修からあまり年数が経過していないため、当面、現施設での運営をする方針であるとのことでした。このことから、広域化については当面の間は困難であるものと判断いたしました。

しかしながら、人口の減少に伴い、将来的には広域化の方針を検討する必要があるものと考えており、D案にて施設の延命を図りつつ、近隣市町との情報交換を今後継続していきたいと考えております。

最後に、19ページを御覧ください。

改修の工程と概算額を記載しております。初年度から7年間をかけて修繕を行うことと予定しております。初年度から2か年をかけて1号炉のオーバーホールを行い、その後、順次2号炉、3号炉と工事を行っていきます。費用については、7年間トータルで税込み9,747万円となることを見込んでおります。なお、この概算額については、現火葬炉の建設施工工事を行い、毎年度の火葬炉の保守点検を行っている事業所より資料提供を受けたものです。

補足として、炉の改修方針はおおむねこの項目を改修しますが、毎年度の保守点検結果の内容によって、次の年度に修繕が必要な場合がございますが、改修工事の進捗に伴い、当該修繕費の減少が見込まれますことを申し添えます。

20ページからは、人口推計や死亡者数推計、近隣市町の火葬場の場所等を示した資料を添付いたしましたので、参考までに後ほど御覧いただければと思います。

以上で尾鷲市斎場における火葬炉修繕についての説明を終わらせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございました。

皆さん御存じのように、この火葬炉については中部電力の3号機の電源三法交付金で全額、設置された経緯がございますが、築33年ということで、炉のほうはかなり老朽化しているということでございますので、詳しいよくできた資料を作っていたらと思います。

これについて。

○濱中委員　　炉本体に関しましては、視察もさせていただいて、現場の説明も聞いておりますので、今の説明で方向性が決まったということであれば理解はできるのかなという気がするんですけども、以前からこの火葬場のことをお話するたびに、待合のトイレのお願いをしてきたんですけども、今回、この改修に当たってトイレの改修の検討がされたのかされなかったのか。されてできなかったのであれば、そのできない理由を教えてください。

○宇利市民サービス課長　　全体的な計画の中で、建物をどうするかというものについては検討はさせていただいております。今回、本当に直近の課題として挙げられたものが、火葬炉をどうするか、火葬炉の稼働を止めることなく運営していくためにどうするかというところに焦点を絞って検討いたしましたので、建物の改修というのは全体的な建物、移設であったりとか建て替えというのを主に考えさせていただいておりますので、現行の建物という、建物部分を極力触らないという形に結論として至っております。

なので、それができないということではなくて、今回の内容をどこに絞るかという話の中で、火葬炉を直すというところに絞らせていただいた検討結果となっております。

○濱中委員　　もちろん火葬炉が最優先であることは十分理解できるんですけども、本当に利用者の利便性であるとか、そういうことを考えたときに、トイレはかなり以前から問題を抱えているということを市民の利用される方からもよく聞いておるんですね。

今のこの時代に、男女が同じトイレであるということ、それから、バリアフリーの観点からも、車椅子対応とか介助の要る方の対応ができない、そういったトイレであることって、もう公共施設である以上、これもかなり優先してやっていただかなくてはいけないと思っているんですね。

想像してみてください。旧町内の方って待合を使うことが少ないとは聞くんです

けれども、本当にあの周辺地域の方はあそこで骨上げまで待つんですよね。男性の方が入っているところへ女性の方が入っていく、そういった形でトイレが使われているということがどれだけ本当に不便であるか、不快であるか。それを考えたら、例えば、ブースの問題もあると思うんですけれども、それならいっそ多目的のトイレ一つにしてしまえば、1人が入っていれば後から入っていくことはできないということにもなるので、費用面でどれくらい要るのかの検討ぐらいはお示しいただけたらなと思うんですけれども、そういった検討ができないものですか。

○南委員長　　今、濱中委員さんから、トイレは重要課題の一つで、過去からやっぱり男女共用トイレというのはなかなか今ないものですから、その件についてはまた火葬炉の、皆さんの意見が終わってから再度答えていただきますので、御理解賜りたいと思います。

○三鬼（和）委員　　費用面も含めて、炉を整備するという方向性で示してくれたわけなんですけど、火葬されておる施設そのものの耐震性とか老朽とか、耐用年数というのかな、そういったものはどう計算したのか説明してください。

○宇利市民サービス課長　　建物部分については、法定耐用年数が47年ということなので、残り14年ほどございます。それに比べて、設備であるほうの火葬炉というのは、大体、今明確な基準がちょっと変わりましたので、旧基準でいきますと16年程度ということで、はるかに炉の耐用年数が過ぎているところというふうに考えています。

耐震につきましては、建年から考えると、耐震できているのではないかというふうな判断は、耐震診断自体はまだ行っていない状況ではございますが、その建築年等を考えると、現状、耐震の部分はある程度できているのではないかなというふうに考えています。

○南委員長　　課長、56年以降の建物やで、耐震はできていると思うんやけどな。耐震していないじゃなしに。

○三鬼（和）委員　　昭和62年かな、34年目になるのかな、そういうのがあったもんで、やっぱり方向をそうしたならば、ベースとしては、その辺もきっちり説明責任は要るのではないかなと思いますので、お願いしたいなという。

今、委員長が、建物的に設計段階で、国の方針でそれは大丈夫じゃないかとお聞きしましたけれども、もう一度その辺は念押しして、議会とか市民の方にはそういった、建物的にも問題がないので炉の整備ということ、今後の人口減少であるとか、将来の将来、また広域化ということもあり得るであろうということも含めて、現時

点はリリースというかな、そういった形というのをやっぱり説明する責任があるのではないかなと思いますけど、その辺もう少し、どうしていくかということをお答えください。

○宇利市民サービス課長　　今、委員さんの御指摘のあったとおり、その部分について言及が足りていなかったなというふうにちょっと反省しております。

確かに耐震診断自体は行っておりませんが、建築年から考えると基準は満たしているというふうな判断をした中で、延命措置としての炉を改修するという選択をいたしました。

以上です。

○三鬼（和）委員　　あと、得てして古いものに新しい整備方法というかな、するというと、対応的には別なんですけど、強度的には、やっぱり新しいやつの方がパワーがあったりとか強靱なということがあって、それによって、古いところへそういうものを備えると、むしろ違うところが、タイルであるとかそういったものが傷んでくるのではないかという心配があるんですけど、その辺は調査されておるんですか。せっかくその方向で来て、炉自体はよくなったのにその影響によってほか、例えば壁にひびが来たりとか何かということはあるんでしょうね。やっぱり、そうすると、市民の方、その辺にはシビアなところがありますので、その辺もやっぱり併せてちゃんとしてほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○宇利市民サービス課長　　導入業者のほうとすり合わせしながら計画を立てて、オーバーホールについてはなんですけれども、オーバーホールについては計画を立案していくという作業を行いました。その中で、オーバーホールにおいて、ある程度の炉としての機能がどれぐらいもつのかという話の中で、費用均一化するという意味も含めて7年間という計画を立てているんですけども、7年後についても、一定額の補修は当然必要となるんですけども、その場合であれば、次も何年かはいけるだろうというお話は何っています。その中で、ほかの部分で弱い部分が出てくるという部分については、特に言及はなかったんですけども、毎年の保守点検の中では、その弱い部分も、今後、稼働の状況によっては替える部分が出てくるかもしれませんけれども、特に問題になるというふうな話は聞いておりません。

○三鬼（和）委員　　例えば申し上げないんですけど、同じ焼却というか、それでいや、うちのごみ焼却施設なんかは延命したのために、もう建て替え、同じものを建てられたのではないかぐらいの費用を使って、長い期間使っておるような形になるので、特にあの辺は市民の方、先ほど濱中委員からも、周辺部の人であるとか中

心部の人とか、全体が入る場所ですので、割かし細かいことまで市民の方が気がついて、人生しまいのセレモニーの大事なところでもんで、やっぱりそういったところの悪い、不快な思いというのかな、はしてほしくないというところがありますので、いま一度、その辺はきちっとかかるまでに、あらゆる限り、こんなことが起きるんじゃないかということ含めて、整備、精査した上で、実践にしてほしいなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○宇利市民サービス課長　　現状、補修を行っている部分はあくまで炉の部分となっております。建屋、建物部分については、こちらのほうの市のほうで見ていくという話があるんですけども、整備をしたことによって建物に何かしらの負担がかかるようなことはないように進めていきたいというふうに考えています。

○奥田委員　　ちょっと基本的なことをお聞きするんですけど、これ、9,700万でしたか、の工事で、7年を要するというのは、財政的な理由ですか、技術的な理由なんですか。

○宇利市民サービス課長　　これはあくまで均一化するという意味で、7年間でそれぐらいまで延長できますよという話になっています。あとは、1号炉、2号炉、3号炉というと、順次替えていきますので短くするということは可能なんですけれども、単年度当たりの費用が増えることと、それでも、増えても1号炉、2号炉、3号炉は別に行いますので、ある程度の年数は、1年間でぱっとやってしまうと稼働を止めないといけない時期がどうしても出てくるということで、複数年を選択させていただいています。

○奥田委員　　分かりました。問題ないということですね。できるだけ早くやっていってほしいなという気がしたんですけどね。

それで、11ページのところの冒頭、補助メニューはないということで、過疎債や都市計画税を充当することを考えているということなんですけど、こういう設備投資とか修繕、皆さん計画を見ると、過疎債を使う過疎債を使うって、有利な過疎債を使うんやと言うんやけれども、でも、過疎債も枠があるでしょう。その辺は、財政との話合いというのはきちっとできているのかということと、もう一つ、都市計画税、これ、ごみ処理施設のことでも、私、何回も申し上げておるんですけども、都市計画税というのは今、旧町内のところしか取っていないんですよ。だから、輪内やら九鬼、早田、須賀利の方、取っていないんやけれども、これは本当に完全な市民全員に関わることじゃないですか。それとは問題ないのかということ、ちょっと教えてもらえますか。



○宇利市民サービス課長　火葬場については、建設時に都市計画事業に位置づけることが規定されておりますので、現状の火葬場については都市計画事業として位置づけをされております。

その中で、財源を探す中で都市計画税の充当が可能だというふうな判断の中で、そういうふうな記載をさせていただいているんですが、実際に事業年度によっては、充当が可能かどうかというのは、財政課とのすり合わせがその年度において必要になってくるかなというふうに考えております。

○奥田委員　過疎債もそうですね。

○宇利市民サービス課長　そうです。

○奥田委員　分かりました。ただ、この都市計画税を使う場合、やっぱり幾ら都市計画事業だからといって、でも、都市計画税は旧町の人が今、負担していないんですよ。こういう現実があるもので、税の不公平感というようなことがやっぱり生じてくるじゃないですか。そのところを、やっぱりこれを使う場合に、きちっとした市民の方々に説明をしてください、それ。お願いしたいと思います。

○宇利市民サービス課長　説明をして、理解していただけるように考えたいと思っております。

○仲委員　17ページの5-6、各種制御盤の修繕なんですけど、操作盤と中央監視PCの改修という、あるんですけど、この5-6がスケジュールの、19ページの6年目と7年目の動力盤・制御盤更新、これにイコールということで理解してよろしいですか。6年目の動力盤・制御盤更新、7年目も同じなんですけど、1号炉と2号・3号系列って分かれておるんですけど、ここのすり合わせ同じですか。

○山本市民サービス課係長　そのとおりです。

○仲委員　オーバーホールのスケジュール表を見ると、やはり三つの炉を改修した後で動力盤、制御盤の更新が出ていますけど、やはり炉を整備した後でそれをしてなければならないということでこういうようなスケジュールになっておるんですかね。そこらをお聞きしたいんですけど。

○宇利市民サービス課長　オーバーホールした後に制御盤で確認するという工程を考えると、後のほうに回ってくるというふうに私どもとしては理解しているんですが……。

○仲委員　それが6年目、7年目ってなりますので、それまで各種制御盤とか操作盤というのは今のところ大丈夫やという理解でよろしいですか。

○宇利市民サービス課長　そこは大丈夫だというふうに理解しております。

- 野田委員　　ちょっと重なる部分もあるんですけども、先ほど課長のほうから、導入業者の見積りでこのような金額になるということをおっしゃられたと思うんですけども、これについては、要は入札でやられるんですか。それとも随意契約、そこら辺はどうでしたっけ。
- 宇利市民サービス課長　　オーバーホールについては、現状の入っているものの部品交換に近い形になりますので、随意契約を行う予定としております。
- 野田委員　　それと、こういう当初建設されたときに、要は行政の職員以外の専門的な知識というのはどこから収集するんですか、担当のほうは。
- 宇利市民サービス課長　　導入時点ということによろしいですか。
- 野田委員　　導入時点というか、こういう今、表を作っていたじゃないですか、8億かかるどうこうという。こういうものと、あと、専門的知識という部分はやっぱり行政職だけの人ではなかなか分かりづらい部分もあるのかなと個人的に思ったりするものですから、そういう知識の部分、この炉とかそういう部分についてはどのようなところから収集してくるのかなと思ひまして。
- 宇利市民サービス課長　　炉の部分については、やはり今保守……。
- 南委員長　　課長、答弁求めてください。
- 宇利市民サービス課長　　炉の部分については、やはり保守点検に入っている導入業者と話をする部分が多くなります。ですので、C案であったり、D案であったりという部分については、導入業者と話をする機会が多いですが、A案、B案になってくると、いろんな条件によって違ってきますので、こちらのほうで、新しい、近い年代で導入をした業者、事業所、事業をホームページ等で探して建設費を聞いたりと、そういう形で情報収集を行いました。
- 野田委員　　D案ですれば、費用の配分というかコストの期間、期間比較ができる、期間比較というか期間分配ができるということで、それはそれでいいんですけども、それで、先ほどの話の中で、保守というんですか、いろんなお金はかかるけれどもということなんですが、この7年間で取替えをしていく中で、あとの期間というのはどれぐらいもつかというのは、やはり未定の部分なんですか。
- 宇利市民サービス課長　　その部分については、あくまで、同じような金額を出せば、もう一度7年間であったりというのはある程度行けるというようなお話は聞いていますが、そこはあくまで推測でしかありません。ですので、これは何年間もつというような言明できるものではないというふうに理解しております。
- 南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　では、先ほど建物のことはこっちへ置いて、今回は炉を中心に修繕の計画を立てたということなんですけれども、やはり濱中委員さんが言われていますように、やっぱり男女のトイレというのは、今こういう時代ですので、現施設の中でも改造できないかなというような話が以前から何回かされておりますけれども、もう再度そこら辺は建物を替えるんじゃないしに、改造できるのであれば改造できる方法が一番望ましいなと皆さん思っておると思うんですけれども、そういったことで、再度また、一歩も二歩も検討していただきたいというのが当委員会としての大方の要望だと思っておりますけれども、その件についてはどうですか。

○宇利市民サービス課長　　建物の検討につきましては、やはり先ほどの経緯という中で、やはりどうしても火葬炉に集中したという点はございます。決して、トイレの部分については話をしなかったわけではないんですが、御存じのとおり、あそここの部分は敷地がぎりぎりまでトイレの近くにせっているということ、それから、トイレの前の部分に当たるところが霊柩車が入るアプローチになっているというところで、相当に敷地が狭いです。ですので、あそこに多目的を造るというのは面積的に無理じゃないかという話の検討はさせていただきました。

そうなってくると、トイレをもう一個造るということになると、場所的に相当に狭いということがありまして、入り口を別にするであったりとか、トイレを別にするという部分は、それ以上先には検討は進めていないのが現状なんですけど、やはりそういう意見があるというのは私どもも承知しておりますので、今後もう少し、そういう部分で何とか面積をひねり出せないかという検討は継続して続けさせていただきたいというふうに考えております。

○濱中委員　　本当に一緒であるということがまず問題やと思っておるので、例えばああいう施設の場合、トイレが一つであるならば使っておるところへ入っていくことがないわけですから、男女別のトイレが必要なのか、多目的トイレが一つではダメなのか、そういう規定があるのかどうかを私は知らないんですけれども、かえって、もう多目的で一つにしてしまえば、みんなが使える、使用中に入っていくこともないというようなことも考えられるので、その建物の決まりの中に、多目的一つでダメなのか、やっぱり男女別のものが要るのかということは教えていただきたいというのと、あと、もう一点、これ、修繕スケジュールのほうなんですけど、1年目、2年目、3年目というふうには書いてありますけれども、1年目が何年度スタートなのかというのは決まっていないんですか。

○宇利市民サービス課長　これはあくまで担当課の話で、予算案ということにはなっておりませんが、私どもとしては極力早いタイミングでという予算要望はしております。

○南委員長　いや、何年からスタート。計画的には。

○宇利市民サービス課長　まだ予算案という形でお示しできていませんので、その部分については私のほうからちょっと話はしにくいんですけども、スタートは来年度を予定したいというふうに考えております。

○南委員長　分かりました。

よろしいですか。

今回、初めての計画書をAからD案まで出していただいて、大変よく理解できる資料だと思いますので、今後、このような資料をどんどん提示していただければ審査もしやすいかなと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしますし、やはり今日の委員会で、尾鷲市の財政状況から考えてもD案が一番ベストではないかなという考え方でおりますので、これで進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、第2の尾鷲市犯罪被害者等支援条例案についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長　続きまして、尾鷲市犯罪被害者等支援条例案の骨子について御説明申し上げます。

資料の25ページを御覧ください。

犯罪被害者は、生命の危機や家族を失うといった直接的な被害、周囲の心ない言動等による心身の不調といった2次被害や加害者から再び被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられています。

今回、制定を目指している犯罪被害者等支援条例は、国の犯罪被害者等基本法に基づいて、本市においても、市や市民、事業者の皆様の責務を定め、支援を総合的に推進し、被害の早期回復や軽減に向けた取組を推進するものでございます。

それでは、担当より、条例案の内容について御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長　それでは、犯罪被害者等支援条例案について説明させていただきます。

同じく25ページを御覧ください。

まず、第1条では、この条例の目的として、犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、早期回復と軽減に向けた取組を推進し、支える社会の形成を促進することを規定させていただいております。

次に、第2条では、用語の定義を規定しています。この定義については、三重県犯罪被害者等支援条例等を参考とさせていただきます。

続きまして、26ページのほうを御覧ください。

第3条では、犯罪被害者等支援に係る基本的な理念を定めております。対象者個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるため、その立場に立って適切に推進されなければならないこととしております。

第4条では、市の責務について規定し、基本理念に基づいて行う支援施策を総合的に実施することと、それに関する責務を明記しております。

次に、第5条と次ページの第6条では、市民、事業者の皆様の責務について規定しており、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解し、再被害や2次被害が起こらないように配慮することと支援施策に協力することを定めております。

次に、27ページになりますが、第7条では、市で実施することとして、犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、情報提供や助言を行うこと、関係団体と連絡調整を行うことを定めております。

第8条では、市民及び事業者の皆様の理解を深めるための施策を実施することを規定しております。

次に、28ページのほうを御覧ください。

第9条では、犯罪被害者等及び関係者の個人情報取り扱いについて、第10条では、人材育成や資質向上を目的とした方針について規定し、最後に、第11条では、具体的な手続等については別に定めることとしております。

なお、29ページから33ページには、平成31年3月に公布された三重県犯罪被害者等支援条例を参考までに添付しましたので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で尾鷲市犯罪被害者等支援条例案についての説明を終わらせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございます。

支援条例案についての説明は以上でございます。

御質疑の前に、これ、県のほうが平成31年の4月から施行されたということで、三重県下29市町のうちの自治体がされていますか、参考までにそれだけ。

○宇利市民サービス課長　　これ、9月の時点なんですけれども、6市5町が現状、条例化されているというふうに聞いております。

○南委員長　　ありがとうございます。

御質疑のある方。

○小川委員 12月に、一般質問時にこれを、条例の制定ということで要望させていただいて、早速つくっていただいたということで、本当に感謝しております。

それで、少しお聞きしたいんですけども、例えば7条のところの関係団体とかかって書かれていますけど、その関係団体というのはどういうところを示されているんでしょうか。

○南委員長 何条ですか。もう一度、何条。

○小川委員 7条です。

○南委員長 関係団体。

○山本市民サービス課係長 関係団体につきましては、まず第2条の7号において、国、三重県、三重県警察、その他地方公共団体、犯罪被害者等支援を行う民間団体というふうに規定させていただいており、民間支援団体につきましては、公益法人みえ犯罪被害者総合支援センター、あと、犯罪被害者等で構成する自助グループがございますが、こちら、三重県交通遺児を励ます会であったりとか、様々な、いろんな団体がございます。

○小川委員 その関係団体の中には、すごく手広く弁護士を紹介したりするとか、よりこというところも、三重県がつくっているそういう支援団体もあると思うんですけど、その解説のところ、問題について相談に応じとあるんですけども、この相談に応じる体制として、尾鷲市として窓口であるとか、人材の研修であるとか、三重県のほうの条例の中には市町の人材の研修というのも載っていますけれども、その点はどのように考えておられるのか。

○宇利市民サービス課長 窓口としては、市民サービス課の市民生活係を窓口とする予定としております。

それから、研修については、もちろん積極的に研修に参加させていただいて知識を得る、それから、そういう犯罪被害者等から申出があった場合は、対応できるような形で研修していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど9月時点での条例制定、市町の数を説明させていただいたんですけど、ちょっと読むところを間違っておりまして、9月時点では4市4町が条例制定している状態です。

○小川委員 この条例において、市の責務であるとか、市民の責務であるとかうたっておりますけれども、一番大事なことは、やっぱり犯罪被害者の寄り添う支援だと思っておりますけれども、具体的な施策に関しては、これですか、市としてどうい

った支援が行われるのか、どういった支援ができるのかというのは、またこれ、規則を定めてそれで書かれるんですか。

○宇利市民サービス課長 現状、やはりどうしても具体例がないということで、なかなか分かりにくい部分がありますので、今後、そこら辺も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○小川委員 被害を受けても泣き寝入りとか、そういうのにならないように、尾鷲市としてもきちっと相談に乗ってあげられる、そういう体制をきっちり組んでいただきたい。

あと、人的支援だけになるのか、経済的な負担の軽減の、そういう支援というのは、それ、県のほうにそういうのは相談、県にはついていますよね、支援策、支援金とか。そういうのに頼るのかどうか。

○宇利市民サービス課長 現状においては、人的な支援というふうなことを考えております。ですので、その人的支援の中でそういうものを御紹介していくという形で、しっかり研修等の中で、寄り添う形のものをつくっていききたいというふうに考えております。

○小川委員 これ、市民の皆さんの周知のほうは、どういったところまで周知されるのかどうか。

○宇利市民サービス課長 来年度中にパンフレットを作成して配布することであったりとか、ホームページでの周知の部分に努めていきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 今回、条例制定するに当たって、上位法があって、本市において市民相談であるとかそういったこと、実践的なことで、これを条例制定するに至るに当たるような市民相談であるとか、そういうのがこれまでにどうだったのかというのが1点と、そういうものがこの条例、ただ、国とか県があるよって、ここに合わせてつくったというよりも、本市としてそういったことを踏まえて、条例のこういうところ、特に尾鷲市、本市としてはきちっとうたい込んでおるとかどうかという、そういったのか。上位にあって、要望があったのでつくったのかというふうになると、現実、問題が出てくると違ってくると思うんですね。その辺はどうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 まず最初に、相談件数があつたか、事例があつたかということになると、私どもの理解している範囲では、相談自体はございません。

その中で、やはりきっかけとなるものとしては、県からの問いかけ、私どもの部

分では県からのお話の中で、例えば犯罪被害者が、遭った方がいて、その方がいろんな行政サービスを受けたい場合、本庁に来庁をした折に好奇の目にさらされる場合とか、対応策を考えてほしいというのがきっかけではありました。

そういう部分の中で、いろいろそれ以外にもきっかけの部分としてはあるんですけども、やはりどうしてもそこが最初になるというのはもう実際の話であって。ですので、今後、その部分、どれまで、相談実例がないものですから、私どもとしても必要性は感じてつくらせていただいているんですけども、積み上げていく必要が相当にあるんじゃないかなというふうなことは理解しております。

○下村副市長　三重県においても犯罪のない安全で安心なまちづくりということで、これは本市においても同じということでございまして、先ほどから、県のほうの条例においても、市町が相談体制の充実、その他犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては情報の提供や助言ということで、三重県においても、先ほどみえ性暴力被害者支援センター、よりこ、そういったところがありますので、本市としましても、去年の8月には、三重県のこういった情報を出すためのホームページを立ち上げておりまして、今回の条例制定に至ったということでございます。

○三鬼（和）委員　これまで市としては、こういったプライベートなことで、あったかないところまで追及は特別しませんけど、全体としては、総体的に、こういったことはなかったですけど、万が一こういうことがあったとき、複雑化していますもんで、犯罪も。それから、犯罪被害を受ける方も、特にSNSというか、インターネットが普及してからというものは、ここには報道関係のなんかも書いてありますけど、いろいろ誹謗中傷によって生活しにくいということが起こり得ることがなきにしもあらずということで、こういうのの制定はしていくということなんですけど、一応、今、副市長からも説明があったように、行政としてまずこれに基づいたしっかりとした体制を取っていく上で、市民の方にも広く知っていただくということで、この条例を普及っていったらおかしいけど、条例を定義づけていくというのを、先ほどの説明にもありましたけど、そう受け取って、現実、私も直接というのが理解、ちょっとし難いところがあるもんで、テレビとかそういうのを通じてぐらいの話でしたので。じゃ、本市としてもこれはきちっと、こういったことがあったときには受け入れて、相談にも乗って、市が率先して体制をつくっていくことによって、2次被害とかという、そういう精神的な問題を含めて、それがいいようなまちづくりをするためにこの条例を制定すると受け取ったらいいんでしょうかね。まずないのに越したことはないと思いますが。



○宇利市民サービス課長　やはり、どうしても犯罪被害者の方、声を上げられない、どこに声を上げていいのか分からない状況からまず脱却するために、受付窓口という形で市民サービス課の市民生活係を、周知していく形で、今まで埋もれてしまっている声を拾い上げるための第一歩としたいというふうに考えております。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　何点かお聞きしたいんですけど、基本的に犯罪被害者の関係については大切な条例だと思うんですけど、県の条例と市の条例のすみ分けですね。市のほうの条例は委任までのを入れても11条しかなくて、県のほうはしっかり支援策までいろいろ考えて書いてあるんですけど、市はそこまでやらなくても、できないところは県に逆をお願いするというような考え方の条例で、極端な言い方をすれば、理念条例の中、その程度のレベルのものなのか。

というのは、規則、いわゆる委任して市長に委ねるところから見ると、結構内容的に、先ほど小川委員も言われましたけど、大事なところは本当に規則のほうに委任しちゃっていいのかどうか。いわゆるサービスの提供とか、当然守秘義務がありますし、他の県で起きている事件としては、DVで引っ越したにかかわらず、市民サービス課、というより市民課で間違えて通知をしてしまったとか、そういうところまであるわけですよ。そういうところを含めて、条例そのものにある程度書き込んでおかないと、これは職員の方が人材育成とは言われても、この中身だけ読んでしまうと、支援策までの講ずる話はなかなかしにくいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○宇利市民サービス課長　現状においては、楠委員の指摘されたとおり、支援策にまで踏み込んだ形で条例のほうに規定はさせていただいておりません。どういう形の支援策ができるかというふうなものも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

○楠委員　じゃ、今後検討していくということで、さらにこれをいろいろ深掘りしていくと、条文の項立てが少し変わってくるということもあるということは、まだ多少時間がかかるということではよろしいでしょうか。

○宇利市民サービス課長　確かに今後の変化というのは、今、楠委員が言われたとおり、出てくるかなというふうには考えております。

○三鬼（孝）委員　先ほど小川委員の発言に関連して、犯罪被害者が相談だっていえば職員がいろいろと受付するんでしょうけど、法的に犯罪ですから、職員ではなかなか相談に応じられない部分があると思うので、その場合は、当然弁護士が出

てくると思うんですけども、その辺のところはどうなんです。顧問弁護士、今おられますけれども、また別個に弁護士を頼んでこれの対応に当たるんかということは、課としてはどう考えておりますか。

○下村副市長　あくまでも一次窓口として各自治体が条例を制定していくということで、当然、職員についても人材育成は進めていくものの、やはり県とのパイプ役になると。県には、いわゆる支援センター等がありますので、県の方との協議の中で、こういう犯罪被害者の方はこういう支援センターへとかというような、ある程度の振り分けもあると思われま。

ですので、やはり県の専門性のある方との協議の中で、被害者の方の相談、いわゆる自治体、市町で一次窓口をして、複雑なものであれば、当然、県やそういう支援センターに紹介、それと、弁護士さん等の紹介ということになるものと思われま。

○小川委員　1点だけ最後に。その条文の中に、事件を誘発した被害者というのもあると思うんですけど、他市町を見ると支援しない条文というのもあるんですけど、尾鷲市としては、それはやっぱり入れないんですか。

○下村副市長　課長が言いましたように、今までこういった相談もなかったと、こういう条例もなかったということで、いろいろケース・バイ・ケースになるかなとは思われます。

○南委員長　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　条例をつくって、本市もしていくという中で、先ほど副市長が県とのつなぎみたいなという形やったら、別に条例なんか要らないんじゃないかなと思うんですけどね。もう少し条例、せっかく条例化するわけですから、本市の取組をもっと議論を深めなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか、行政側。

○下村副市長　当然、人材育成の部分は掲げさせていただいておりますし、将来的に相談員というような形も、専門的な配置も出るかもしれませんが、現在のところも、福祉関係では、いろいろな家庭児童相談員や婦人相談員というようなポジションも設けておるような関係で、そういった中でも、やはり専門職の方がおる支援センターや県の方との協議というのが当然出てきますので、本市においても、今後、人材育成に努めながら、そういう相談員の配置ができるような体制ができればと思っております。

○三鬼（和）委員　ということは、こういった条例制定に関して、本市において

も、より法制に強い職員というか、そういったことを専門に学んできたというのか、そういった職員を採用とか、そういったことも踏まえてこういった事業を、事業を充実させるといっても犯罪がないということが一番あれなんですけど、そういった中で、取組というところまで受け止めたらいいんですか、どうなんですか。

○下村副市長 県の条例も31年にできたということで、各自治体、今、条例制定を行っておるようなところがございますので、犯罪被害というようなことで、警察OBの方を採用しておるような自治体もありますし、その辺については、本市に見合った体制を検討していかなければならないと思っております。

○楠委員 いろいろ各委員のお話を聞いていてちょっと気になったところが、せっかくなつくられる条例なので、ちょっと概念図を作って、その関係団体の関係、それから県との関係、先ほどまた顧問弁護士とか、県のほうのそういう専門の方との連携だとかも含めて、一回概念図を作らないと、これ、市民に周知していく上では、仮にこれだけ読んだだけだったらすごい難しいと思うんですよ。だから、概念図を書いて、こういう関係でこういう並びで県との連携があって、皆さんも何かあったら相談してくださいねと、もっと分かりやすくしていかないと、せっかくなつくってもいい条例にならなきゃ何の意味もないので、その辺、ちょっと提案したいと思っております。

○南委員長 課長、その点についてどうですか。

○宇利市民サービス課長 先ほど来年度においてパンフレットを作成させていただきたいというふうな御説明をさせていただいたと思うんですが、実際は今から、着手には入っております。その中で、やはりフロー図というか概念図というか、そういう形のは当然作成を進めていくという準備はさせていただいておりますので、出来上がり次第、またお示ししたいなというふうに考えております。

○南委員長 お願いします。

○小川委員 今、楠委員さん言われたように、やっぱりそういうことが一番大事なことだと思うんですけど、県がつくったよりこというところ、かなりの支援内容が入っております。そういうのも紹介するように、担当者も女性とか、そんな結構書いてありますので、弁護士の紹介なんかもありますし、かなりの支援をしていただいているみたいなので、そういうのもちゃんと周知できるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○宇利市民サービス課長 今いただいた意見を反映させるように努力させていた

できます。

○南委員長　今回の案については、恐らく議案として近々上がってくると思いますので、またそのときに質疑なり、いろんな審査する時間があると思いますので、よろしく願いをいたしたいと思いますが、1点、私のほうから、楠委員さんからも指摘があったんですけども、委任の11条ということで、この条例の施行に関しては全て市長が決めるというようなことで、何か議会の見えないところで進んでいくのかなというような思いがいたしますので、もし規則等ができたなら、必ず議会の場へ報告していただくようお願いをするのと、それと、もう一点は、県条例に絡めて、県条例も副市長のほうから、31年施行ということで比較的新しい条例なんですけれども、県のほうでは、当然、県は市町に対する支援等を13条にうたっておりますし、特に14条では財政上の措置ということで、施策を推進するために必要な財政上の施策を講ずるように努めるという県条例がうたわれておりますので、そこら辺の整合性は大切にさせていただいて、できたら尾鷲市としても、こういった財政上のことも入れておくとなお納得するわけなんですけど、再度検討をしていただきたいと思います。

これについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ここで10分間休憩します。

(休憩　午前11時02分)

(再開　午前11時11分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、尾鷲市空家等対策計画(案)について説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　続きまして、尾鷲市空家等対策計画(案)について御説明申し上げます。

委員会資料の34ページを御覧ください。

空家等対策計画の策定につきましては、当初は市内全域の空き家の実態を把握する調査を行った後に、そのデータを基にして計画を策定することと想定しておりました。この場合においては、実態調査に係る経費について市単費で行うこととなり、財政的に大きな負担が生じることとなります。

しかしながら、昨年9月に県からの指導があり、実態調査を行う前に、一般的な統計情報を基にして計画を策定し、費用の財政的支援を国庫から受けることが可能

であることが判明いたしました。財政状況の厳しい本市にとっては、計画の立案により調査費用や所有者特定等のための経費などに対して、国からの予算的支援が受けられることは大きなメリットであると考えており、このことから、特措法に規定されている項目を網羅しつつ、実態調査は計画立案後に行うこととしたシンプルな内容の計画立案を目指して、計画素案を作成いたしました。

それでは、担当より本計画案の内容について御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長　それでは、尾鷲市空家等対策計画（案）について御説明申し上げます。

資料3の右下下段にありますページ数35ページのほうを御覧ください。

まず、目次についてですが、第1章、計画の趣旨から始まり、第8章、空家等対策の実施体制に関する事項までの8章で構成されております。

次に、36ページを御覧ください。

第1章、計画の趣旨、1、計画策定の背景についてです。

人口減少や高齢化に伴い、適正な管理が行われていない空き家問題は全国的な行政課題となっており、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を平成27年5月に施行し、本市においても尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例を令和元年9月に制定しております。

空き家等の適正管理は、本来的には所有者等の責務でございますが、市民の皆様や地域の安全安心確保のため、管理不全な空き家等の所有者に対し適正な管理を促していくという市の責務があり、現行の法制度、条例に従って、それらに基づく具体的な対策計画を策定するものとしております。

次に、37ページのほうを御覧ください。

計画の位置づけ及び計画期間についてですが、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としております。ただし、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとしております。

次に、38ページを御覧ください。

第2章、本市の人口と空家等の状況の1、人口等の推移につきましては、住民基本台帳、国勢調査、尾鷲市地方人口ビジョンのデータを引用しております。平成22年度と比べ、この10年間で約3,500人減少し、少子高齢化の現象が顕著に現れていることがうかがえます。

また、次ページの将来人口推計によると、将来的には、2030年には1万3,137人となっており、人口減少は今後進展をしていくものと推察されます。

続きまして、40ページのほうを御覧ください。

2、空き家等の状況については、住宅・土地統計調査からデータを引用しております。住宅総数が減少する一方で、空き家戸数の増加が見られます。また、空き家率については、全国や三重県平均よりも高い数値となっております。

次に、41ページを御覧ください。

第3章、空家等対策の基本的事項についてですが、1、空き家等対策に関する基本的な方針として、特措法や空き家条例に基づく内容とし、それぞれの責務の下に、適切な管理に取り組むことを記述しております。また、2、対象とする地区及び対象とする空き家等の種類では、対象とする地区を市内全域に、対象とする空き家等の種類については、特措法第2条第1項に規定する一戸建て及び長屋建ての空き家住宅、これは併用住宅を含みます、これを対象とし、共同住宅については、全住戸が空室となっている場合に対象とすることと定めております。

次に、42ページを御覧ください。

第4章、空家等の調査に関する事項についてですが、1、調査の目的では、来年度において空き家等実態調査を実施し、総合的な空き家対策を推進するための基礎資料とすることを記載しております。また、2、調査の内容では、今後実施予定である調査の内容について、まず、空き家の判定方法については、郵便受けにチラシやDMが大量にたまっている、窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がないなど、六つの視点を記載し、外観目視による空き家の判定を行います。

次に、現地調査票及び判定基準については、現地調査において空き家と判定するための現地調査票を、国土交通省住宅局作成の地方公共団体における空家調査の手引きなどを参考として作成していきたいと考えております。

次に、現地調査の実施については、市内全域の実態調査で取得した空き家と思われる物件の実態調査を行います。現地調査は、プライバシーの侵害とならないよう細心の注意を払い、公有地から外観目視により現地調査票への記入を行います。これらから得られた情報をデータベース化し、その情報を基にアンケート調査を実施していきたいと考えております。この調査が完了次第、今後の空き家対策について、調査結果や尾鷲市空家等審議会からの意見も踏まえ、本計画の見直しを図っていききたいと考えております。

次に、44ページを御覧ください。

第5章、所有者等による空家等の適正な管理の促進に関する事項について。

1、空き家等の適切な管理の促進としては、所有者が自ら適切に管理することを

原則としつつ、相談体制の充実や普及啓発等に取り組むとともに、関係団体等と連携し、空き家対策に取り組むこととしております。また、2、空き家所有者等への啓発としては、広報などの情報媒体や固定資産税の納税通知書等を活用した啓発活動を展開していきたいと考えております。また、3、所有者の特定等としては、相談窓口の充実と所有者情報等の台帳の作成、現地調査や所有者調査を行っていききたいと考えております。

次に、46ページを御覧ください。

第6章、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に関する事項については、ここから3ページにわたって政策調整課で取組を進めている、空き家バンク制度、おわせ暮らしサポートセンターの創設、移住体験施設「みやか」の活用などの取組を記載し、定住移住促進政策の推進を図り、ひいては管理不全の空き家の減少を目指すこととしております。

続きまして、49ページを御覧ください。

第7章、特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項を記載しています。

1、特定空家等に対する措置の基本的な考え方については、空き家等の所有者が自己の責任において自主的に問題の改善及び解決を図ることを基本原則とし、特措法に基づいた助言、指導、勧告、命令、代執行等の行政措置を実施し、問題の早期解決に努めることとしております。また、2、特定空家等の判定の(1)特定空家等の判定基準については、国土交通省作成の「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要なガイドラインに示されている基準を基に、本市での判断基準を審議会の意見を参考として定め、空き家等の状態が①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理を行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、この4項目に該当するか否かにより判断することとしております。また、(2)特定空家等に対する措置としては、初期指導として、空き家等の所有者に対し、適正管理や空き家の除却が行われるよう情報の提供、助言、その他必要な援助を行います。法に基づく対応としては、特定空家等と判定した空き家等については、先ほど説明しました行政措置の実施、固定資産税の住宅用地特例を解除することを記述しております。

最後に、51ページを御覧ください。

第8章、空家等対策の実施体制に関する事項については、空家等審議会での審議事項、空き家等対策庁内連携体制では、庁内での空き家に関する各所属を列記し、その役割の確認と庁内で連携について記載しております。

52ページから62ページには、空家等対策の推進に関する特別措置法、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の全文を参考資料として添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、本計画案については、空家等審議会委員全員に郵送し、意見募集を2月1日まで行い、意見を反映したものとなっておりますことを申し添えます。

以上で、尾鷲市空家等対策計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

○南委員長 説明は以上でございます。

○小川委員 二、三お聞きします。

この調査をやるときは、これ、職員がやるのか、それとも委託されるのかどうか。

○宇利市民サービス課長 市内全域ということもあり、委託をしたいというふう  
に考えております。

○小川委員 委託でやられるということで、これ、期間であるとか、調査のときの  
ランクづけみたいなものは行われませんか。

○宇利市民サービス課長 空き家等の部分で、空き家というふうな判断をした中  
では、どういう状態にあるのかというのを一定の判断をしたいというふうに考えて  
おります。

○小川委員 といいますのも、これ、1回調査して、その後、特定空家の認定を  
するためにもう一回調査をしなければなりませんよね。ランクづけしておいた場合  
には、スムーズにいくんじゃないかと思って、ランクづけとかやっておいたほうが  
いいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○宇利市民サービス課長 明確なランクということになるかどうか分かりません  
けれども、個別の空き家の中で優先順位の高い低いというのは決めたいなというふ  
うに考えております。

○小川委員 それと、今、調査に補助金がつくみたいですがけれども、空き家を解  
体する人が出てきたときに、国とか県とか補助金がついておりますけれども、尾鷲  
市として補助金はつけないのかどうか、その点はどうなんですか。

○宇利市民サービス課長 事業としては両輪ということになるかと思っておりますので、  
その部分については、今後予算化に向けて検討したいというふうに考えておりま  
す。



- 小川委員　それと、一番最後のところに、法に基づく対応ということで代執行まで書かれておりますけど、その以前に過料という問題がありましたよね。過料は特措法にも書かれています。条例には入っていませんけど、特措法に載っているのので、過料を取れるんじゃないかと思うんですけど、過料は取らないんですか。
- 宇利市民サービス課長　過料については、現状、特に過料を科すというふうな考え方は積極的には行っておりませんが、内容によって、法令に過料は取れるということになっておりますので、事例によっては検討する必要があるかなというふうに考えております。
- 小川委員　思うんですけど、補助金と過料の両建てで、罰則と支援の両建てでやったほうがこれ、空き家対策が進むんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうかね。
- 宇利市民サービス課長　空き家の所有者等の方たちにおいては、いろんな経済的な条件等がございますので、それらを含めて総合的に検討したいというふうに考えております。
- 仲委員　今回の計画は、実態調査の前に計画をつくれれば、国の補助を受けて実態調査を行えるということでお聞きしたんですけど、個別の実態調査をするときの限度額と補助率というのは分かりますか。
- 山本市民サービス課係長　限度額については特にないというものと認識しております。補助率は2分の1です。
- 宇利市民サービス課長　補足説明させていただくんですけども、つい先日、予算要求後なんですけれども、補助金についても、ほかの補助金も活用できる可能性が浮かんできております。なので、その部分を活用するとすると、もっと高率の補助率のものが発生しますので、そちらも併せて検討していきたいというふうに考えております。
- 仲委員　どれぐらいかかるかというのはちょっと私も見当がつかんですけど、有利な補助を使っていただきたいと思います。
- それで、9ページの所有者の特定というところがあるんですけど、下段に、これについては、空家管理台帳により管理を行うということで、やっぱり所有者の特定まで、連絡先までいくというふうには考えておるんですけど、これについては委託ではちょっと無理やと思うもので、所有者の特定の仕方はどういうふうになりますか。
- 山本市民サービス課係長　所有者の特定については、まず、本市にありますG

I Sという地図データソフト、これを活用して、土地、建物の所有者をまず確定します。その後、固定資産税の情報を仕入れ、その情報の中から誰に送るべきかというところを判定して、その方に対して注意喚起の文書を送るという形で進めております。

○仲委員　　G I Sも使って、固定資産台帳も使うということは、委託の中の部分では無理で、そこについては、市職員の内部と業者との協議の中で、最終的には特定していくということで理解してよろしいですか。

○宇利市民サービス課長　　委託と申しあげましたのは、あくまで現地調査という部分で、外観目視とか必要になってくる部分について委託をさせていただくと。市のほうじゃないとデータが作成できないものについては、市のほうでやらせていただきたいというふうに考えております。

○野田委員　　先ほど、冒頭、課長のほうから、県の指導でこの計画をつくったということで言われたわけです。何で僕、この時期につくるのかなと思ったら、平成30年度に、国、県の補助金等はこれをつくることが必須ということがうたわれていますので、その部分は十分頑張って、この補助金が見えるようにして、お願いしたいと思うんですけども、もう一つ、これ、計画期間を10年って定めていますけれども、5年という考えはなかったんですか。その点、ちょっと一つ。

○宇利市民サービス課長　　計画期間については、特にこちらのほうで何年にしようかというのはなくて、先進事例を確認する中で10年という決定をさせていただきました。

○野田委員　　それと、14ページというか49ページというんですか、特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項のところなんですけれども、要は、今4項目、言われましたけれども、これを、いかにきちっとした形でまちづくりをしていくかというところが、特定空家等のこれを放置しておくことが大きな問題で、何かこの契約にのっとって補助金ってなってくると、これはこれでいいことなんですけれども、また時間がこれ、かかってしまうのじゃないかと。これ、平成30年から計画をつくれというふうに書いてありましたので、僕も後で調べたらそういうふうに書いてありますので、こういう補助金を使うということに対して。ですから、この四つの部分の今後の計画というのは、令和3年度から実施されるとして、やはり多少またこれにのっとったデータベースとかそういう形でやるのか、それとも、今市民課で持っているいろんな情報を、これまでの情報を持っているじゃないですか、それを整理しながら早急にやっつけようとするのか、どうな

んですか、この辺の推進の仕方というか進捗は。

- 宇利市民サービス課長 私どもも、空き家の部分については、多数苦情という何かかならないのかというお話を多数いただいております。ですので、早く進めるために、先に計画を立て、その後に補助をいただきながら調査をする、それと同時に、認定基準の作成等を進めていき、法的な手続を取れるような形へ早く持っていきたいというふうに考えております。
- 野田委員 尾鷲市は、令和元年、平成31年9月30日に、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例及び規則第14号がつくられたわけで、施行されたわけですね。その中で、空家等審議会等もつくられて、その運営状況というのはまだ進んでいないということですか。
- 宇利市民サービス課長 審議会におきましては、委員さんの中に市外の方もおられる状況で、コロナの中で全員集まっていたくということができない状況が続いております。ですので、審議会が進んでないということであればという話となると、確かに今現状あまり進んでいない状況で、文書でのやり取りになって、今回の計画を見ていただくとか、そういうような部分の文書のやり取りというような形になっております。
- 野田委員 そうしたら、これの対策計画にのっかってやるとすると、また実態調査から始まってやるってことですか。だから、これにまた1年とか2年とかかけるということですか。
- 宇利市民サービス課長 計画の策定に当たっては、やはりどうしても実態調査というのが必要になるかと思います。この際、空家等対策計画をまずシンプルな形でお示しして、個別調査について肉づけをしていきたいというふうな形で示させていただきます。
- 奥田委員 ちょっと私も今話を聞いていてよく分からないんですけど、基本的なことを聞きますけど、これ、国の特措法ができて、それから尾鷲市もこれ、資料で出ているように、平成元年9月に条例をつくったじゃないですか。それからもう1年半近くたっておるんですよね。今回、令和3年度からの計画ということで、これ、実態調査が、国から補助金をもらうために必要になると思うもんでつくるんだと思うんですけど、そうすると、尾鷲市の空き家対策、特定空家は結構危ないところがあるでしょう。景観上も、これ、どうかなと思うようなところって結構あるじゃないですか、安全面を考えても。その辺の、例えば、51ページになるのかな、各、市民サービス課が総合的な窓口で、空き家バンクなんかは政策調整課がやり、

防災関係とか防犯関係は防災危機管理課がやっておるわけなんだけれども、空き家対策というのは結構相談とかどうなんですか。実際には代執行もやっていないし、進んでいないというふうに考えたらいいのかな。実際にはどうなんですか、市民の方の相談というのは、結構あるんでしょう、あれ。

○宇利市民サービス課長 御相談については多数寄せられております。

○奥田委員 相談を多数受けておると思うんですよね。だから、またこれ、計画を立ててからまた1年、2年かかるというんやったら、いつになったら尾鷲市は、財政の問題もあると思うけれども、本当に危ないところ、たくさんありますからね、本当に。これ、崩れるよ、どうするかなというような、そういうときにどうなんかな、市の責任というのは別に問われないのか、それは所有者の問題ということになるのかな。それにしてもちょっと、そのまま、相談もたくさん受けていて、尾鷲市も代執行もせずに放っておくということに対して、どうなんですか。とにかく順番を決めて、明らかにもう撤去したほうがいいんじゃない、早う手をつけたほうがいいんじゃないというところ、たくさんあるやないですか、景観上も含めて。もうどんどんやっていったほうがいいんじゃないですか、これ。やれないものかな。

○宇利市民サービス課長 何度か言わせていただいていると思うんですけれども、法律の趣旨が、建物所有者の方の適正な管理を促すという性格上、すぐに代執行というところにはいきにくいような形にはなっております。しかしながら、代執行までいけるような整備をちょっと進めさせていただきたいなというような感じ、考え方でおります。

○奥田委員 でも、これ、尾鷲市にとって非常に重要な問題だと思うんですよね。今空き家バンクもやっていますけど、空き家、これ、非常に多いんでしょう。空き家の割合、27%だったっけ、そういう中で、これ、条例もできているのに、もう1年半ぐらいたったのに、何もまだ進んでない。審議会も、今の話、コロナがあるから進んでいないと、そりゃコロナのこともあるかもしれんけど、もうちょっと、僕は、ちょっと申し訳ないけれども、やる気の問題というのも出てくるんじゃないかな、あるんじゃないかなって気がするんですけど、どうですか、課長、これ。

○宇利市民サービス課長 確かに、コロナがあったという説明に終始してしまっただけなんですから、遅いという御指摘があるのは真摯に受け止めて、推進するような形で努力させていただきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 条例のところの6ページなので、第3章、空家等対策の基本的事項なんですけど、確かに、私、個人的にもぱっと見ただけで、中井町であるとか

三木浦の市道へかかっておるところが傾いてきておるとか、国からも要請されて見に行ったら、市営住宅が傾いておって、ロープで止めてあったりとかというのを見て、大きな問題ということで、こういったようなのは条例がなければ前へ進まないというのを思ったんですけど、今日、これをちょっと議論するのが遅くなったかどうかは分かりませんが、対象とする空き家等の種類の中に一戸建て及び長屋等の空き家住宅、また、一時使用や倉庫等というふうになっておるんですけど、よく条例とか空き家のことをいう中で、市の施設もあるじゃないですか。学校とか廃墟同然の建物とか市営住宅とかって、これはこういった対象というか、こういったのはどうしていくの。こういったのは、民間の所有物を中心にこういう条例をつくりますが、その以前に、行政的な、例えば、具体的に言えば、梶賀の小学校であるとか曾根の小学校についてもそうですし、九鬼の小学校についてもそうですし、そういったものであるとか、市営住宅なんかもかなりもう住んでいなくてそのまま、なんら計画なしに廃墟みたいになってきておるところが増えつつあるんですけど、それらはこれらの対象、また別扱いなんですか、どうなんですか。

○下村副市長　公共施設につきましては、先般、御説明させていただきました公共施設個別計画によって、除却の方向で進めていきたいと思っています。

○三鬼（和）委員　除却というのはよく分かるんですけど、公共施設も、こういった条例をつくったように、民間の、空き家とか危険空き家を含めたような形で、市の施設についても、そういった措置というのかな、できていくんかどうかという。計画に当てはめるのは分かりますけど、民間とかそんなのは危険とか廃墟に近いようなやつを議論して何とかしなきゃいけない、でも、公共施設でもそれに近いのがある中で、ちょっとこの条例でする中で矛盾を感じるの、その辺はどういった議論をされておるんですか。

○下村副市長　課長のほうも説明がありましたけど、この法律の趣旨といたしましては、いわゆる持ち主の適正管理を促すものでございまして、公共施設の場合は市が所有ということで、個別計画にのっとって、年次的に除却させていただく、それと、維持していくものであれば、長寿命化計画をかけていくと。ただ、民間の場合は、基本的には所有者の適正管理ということで、所有者が管理していくものですが、実際問題、市外に住んでおりもうこちらには関係ないとか、たまたま所有になったが、この建物、危険家屋となっておると、あくまでも個人の財産ということもありますので、そういったものを含めて、こういう条例、法律にのっとって、定期的に代執行等ができるように調査を行っていきたく。

所有者不明であれば略式代執行が可能とかということにもなると思われるんですが、その資産を、都会と違いましてちょっと田舎のほうは地価もかなり安いので、その辺の財源の確保等も考慮しながら進めていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員　十分この条例の趣旨もそれも分かっておるんですけど、やっぱりこういうことを市として力を入れていくのであれば、行政側のほうもそういったことを踏まえて、計画だけじゃなくて、きちっとしなくては、民間の方にそういった示しというか、つかないということから、ちょっとふとそういったところを、これを審議するのであればあるほど、そういったこともきちっとしていかなくちやいけないんじゃないかなと思いましたので、ちょっと参考までに発言させていただきました。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　今回、空家等対策計画を提示されたわけなんですけれども、これをつくることによって補助を受けられるということで、次の調査を委託していくという方向性なんですけれども、これ、特にあれ、今回、空き家対策ということは、パブリックコメントは求めないんですか、これについては、それだけ。

○宇利市民サービス課長　パブリックコメントについては検討させていただいたんですけれども、個別の、詳細の調査があって、その後更新という形を、計画の更新という段取りを取るようになると思うんですけれども、パブリックコメントが必要ということであればそのタイミングのほうがいいんじゃないかという議論はさせていただいております。

○南委員長　分かりました。

調査に伴ったタイミングのほうが市民が分かりやすいのかなというような感じがするけど、1点だけ、最後に、審議委員のメンバーだけ教えていただけますか、5人の。

○山本市民サービス課係長　5人のメンバーにつきましては、三重大の教授、あと弁護士、建築士協会の方、あと自治連合会の会長さん、会長は今は代行なんですけど、会長代行、あと区長会の会長さん、以上の5名です。

○南委員長　ありがとう。

今回、一応審議会の方にはこの計画書をお見せさせていただいて、御理解をさせていただいておるということですので、恐らく新年度からの計画になるのかな

と思いますけれども、今後とも、調査のことも踏まえて、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、最後に、課長のほうから斎場に併設する待ち合わせ室の利用についての報告があるということでございますので、よろしく願いいたします。

○宇利市民サービス課長　現状、斎場の待合室の貸出しは停止状態としております。これについては、国の緊急事態宣言等が1か月延長されたことに伴いまして、三重のほうも方針変更しておりませんので合わせて3月7日まで延長をさせていただきたいと。ですので、現状斎場の待合の貸出しは禁止とさせていただいております。それを延長させていただきたいという提出とさせていただいておりますので、それを3月7日まで延長させていただきたいというふうに考えております。

○南委員長　よろしいですか。

現在、コロナの関係で、いろんな声があるということで、本当は2月7日までの予定でしたと思うんですけど、それが1か月延長されたということでございますので、よろしく願いをいたします。

ここで……。

○三鬼（和）委員　待合ということで、参考までに。

先ほど濱中委員がトイレ等の話をしていたんですけど、斎場の前に集会所があるじゃないですか。ああいったものを活用した待合所的なという考えというのはないんですか。施設そのものもかなり年数がたっておるとは思うんですけど、一つの考え方として、家族で貸出しをすとかだったらトイレ等の解消も若干はできるのではないかなと思うんですけど、そういった考えというのはどうなんですか。

○宇利市民サービス課長　正直な話、相当古くなっており、使わなくなって、今倉庫のような形で備品が置かれておりますので、現状、今回の斎場の計画の中で、その検討はいたしておりませんでした。

お話を今伺った中で、距離的な問題があって、使用者がどの程度いるのかというのも含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○南委員長　よろしく願いいたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時15分からといたします。

（休憩　午前11時48分）

（再開　午後　1時12分）

○南委員長　少し早いようではありますが、皆さんお集まりのようですので、委員

会を続行させていただきます。

次に、広域ごみ処理施設整備に関するパブリックコメントの実施計画の報告を求めたいと思います。

○吉沢環境課長 環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、広域ごみ処理施設整備に関するパブリックコメントの実施結果について御報告をさせていただきます。

資料の1ページのほうを御覧ください。

パブリックコメントの実施期間は、令和2年12月1日火曜日から12月31日木曜日まで。御意見を提出していただいた方は10名であります。いただいた御意見を種類別に区分、整理し、それぞれの意見に対する市の考え方をまとめた表を作成いたしました。表の左のナンバーは通し番号であります。細分化した御意見の数は45件ありました。

まず、基本構想についての御意見が8件ありました。こちらのナンバー1から、基本構想のごみ排出量について、建設予定地の選定の経緯について、基本方針について等々の御意見が、次の2ページのナンバー8までの御意見がありました。

次に、市民の理解についての御意見が8件。ナンバー9から、周辺関係者への説明について、全市民対象の説明会などの開催について等々の御意見が、次の3ページのナンバー16までの御意見がありました。

次に、施設の影響についての御意見が8件。ナンバー17から、周辺環境への影響について、建設工事等での地盤沈下、施設の日照への影響などなど、次の4ページのナンバー24までの御意見がありました。

次に、建設予定地についての御意見が6件。ナンバー25から、なぜ尾鷲市に建設するのか、市営野球場を建設予定地とした経緯などなど、次の5ページのナンバー30までの御意見がありました。

次の6ページのほうを御覧ください。

パブリックコメントについての御意見が4件。ナンバー31からナンバー34までの御意見がありました。

次に、代替野球場についての御意見が3件。ナンバー35から、次の7ページのナンバー37まで。主に、代替野球場の建設場所等に関する御意見がありました。

その他の御意見は8件。ナンバー38から、次の8ページのナンバー45までの意見がありました。

いただいた御意見とそれに対する市の考え方は右の欄に記載をしております。詳



細は後ほど御参照をお願いいたします。

以上、いただきました貴重な御意見については、今後の事業遂行の際に十分留意し、市民の皆様に御理解を賜りますようにいたしたいと考えております。

以上が、広域ごみ処理施設整備に関するパブリックコメントの実施結果に対する報告であります。

○南委員長　　これだけですか。主立った、特にという詳細ないんですか、これ。

○吉沢環境課長　　個々の話になりますと、項目ごとに申し上げます。

基本構想についてという最初の1ページのほうを御覧ください。

こちらはお示しさせていただいた基本構想に対するいろいろな疑義とか御意見がございます。該当場所として、基本構想のページ数とかをまとめております。内容についてはいろいろ、記載のとおりと言いますか、基本構想の疑義と御心配とかが主な点であります。

次の、2ページの市民の理解についての8件に関しては、こちら記載のとおり、説明とか環境に対する周辺の方に対する配慮等々が主な御意見の内容であります。これにつきましては、意見に対する考え方は個々にそれぞれ書いておるんですけども、丁寧な説明を今後も行い、御理解を得られるよう努力していくというのが大まかな回答に対する考え方です。

次に、3ページの施設の影響について、御意見が8件。これもほぼほぼ、施設整備に当たって、環境面への御心配が主な内容でございます。中には、いろいろ個々具体的なお話もあるんですけども、一般化したお話ができる部分の関係上、右の欄のとおりのお答えをさせていただいております。これについても、一番上、ナンバー17にございますとおり、今後は大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法など、関係法令の遵守と、それから、近年のごみ処理技術の進歩により環境対策が向上しているところから、環境に配慮した、本市にとっても最適な施設となるよう進めていくということで、周辺環境のほうには十分配慮し、皆様に受け入れられる安全安心な施設を整備していくという趣旨が主な骨子で、回答の共通事項であります。

次に、4ページの建設予定地についての御意見であります。こちらのほうは、市営野球場が建設候補予定地となったこれまでのいろんな様々な経緯、三田火力発電所等々の予定時の選定に関する御意見がありましたので、これまでの経過、平成24年度からこういう話になってきた経過的なものを回答させていただいております。

続きまして、6ページのほうです。

パブリックコメントは記載のとおり、パブリックコメントの趣旨でありますとか

法的位置づけ等々の御質問でございますので、右の欄に記載のとおり、法的な根拠等々をお示しさせていただいております。

次の代替球場についての御意見は、ちょっと長くなるんですけど、主に、建設予定地、代替球場の建設場所に対する御心配が主なもので、御意見をいただいて、頂戴しております。それについては、ちょっと長くなるんですけど、右に書いてあるとおり、津波浸水域の公共施設の建設については安全対策が必要かつ重要と認識しており、その対策として、他市町の事例も参考としながら、標高4.5メートルの発電所跡地に10メートルのかさ上げを行う等々、安全を確保するように考えておる趣旨の回答をさせていただいております。

その次、その他、これはそれ以外の様々な御意見が8件あります。これについては、個々様々な観点からの御質問でありますので、それぞれ個々に回答を作成させていただいておるような経緯がございます。

概要は以上でございます。

○南委員長 簡単に説明をしていただきました。

あくまでもパブリックコメントの公表ということで委員会へ示されたわけございまして、やはり、あれでしょう、課長、これ、募集するに当たっては、個別の回答はいたしかねます、公表させていただきますというような、たしかこんなのがあったと思うんですけども、ちょっとそこら辺あたりだけちょっと、募集要項のときのあれだけをしっかり。

○吉沢環境課長 パブリックコメントのほうは、行政手続法を基に、本市のパブリックコメント制度実施要綱に沿って行っております。その中で、パブリックコメントの条文があったほうがええと思うんですけども、回答については個々の回答はしないという取決めになっておりますので、こういった形で公表、あるいは……。

申し忘れました。1点、この内容については、本日、市の公式のホームページのほうと、それから各センター等、市民の方の閲覧に供するような形で周知、公表のほうは予定をしております。

そのようなことで、個々の質問に対する個々の回答はいたしかねるということでお断りをさせていただいております。

以上です。

○南委員長 分かりました。

パブリックコメントの報告は以上でございます。

○奥田委員 前提の話からちょっと考え方を聞きたいんですけど、今回10人の

方がパブリックコメントにコメントを寄せられて、45に分けてあるんですけども、これに対して、公表するということなんですけど、ホームページ等に、意見に対する考え方、これ、今ちょっとぱらぱらと僕、見ている、本当に当たり障りないとか、本当に概略的なことしか書いていないような気がしてならないんやけれども、これで市民の方々が、パブリックコメントを寄せられた方、客観的に見るほかの市民の方々が見ても、十分納得のいく説明ができたというふうにお考えですか、担当課として。

- 吉沢環境課長 おっしゃるとおり、回答に関しましては、御質問の内容が、個々具体的ではない部分も正直言ってございます。それで、具体的な様々な内容について、現状、基本構想の段階で分かる範囲での回答とせざるを得ない部分とか、あと、個々の具体化した話の御心配等々については、今後、それぞれその内容により、きちんと説明のほうはさせていただくような予定をしております。

ただ、パブリックコメントという性質上、設問の内容が議題の把握自体の形で一般化して回答ができかねる部分がございますので、その点は御理解のほうをお願いしたいと考えております。

- 奥田委員 いや、御理解いただけるって言っても、僕はちょっとぱらぱら見ただけなんやけれども、ちょっとあまりにも大きっぱ過ぎるというか、親身になって、こんなことを言うちょっと怒られるかもしれないけど、担当課に申し訳ないかもしれないけれども、当事者立場の、パブリックコメントを寄せてくれた方に対して寄り添ったような回答を僕は何か全然していないんじゃないかという印象を非常に覚えるんですよ。

というのは、例えば、45番なんかはこれ、税金を投入するのに案でもいいからもっと具体的にどのぐらいかかるのかと言っておるのに、今示されている建設計画、79億ですか、しか示していないじゃないですか。これには、以前私も申し上げたように、発電なのかどうするのか知りませんが、熱利用のプラントとかそういうのは全然一切入っていないと。これは令和5年の設計段階で加えるということですけど、そういうことをやっぱりきちっと書いておかないと、79億で収まらないわけですからね、これ。誤解しますよ、こういうのを見ると。

それと、代替野球場のところとかもこんな説明だけでいいのかなという。浸水域に野球場を持っていくわけでしょう。その心配をしておるわけですから、もうちょっときちっとした説明をすべきじゃないかなと思うし、それから、24の例えば逆転層があるからという質問なんかはこれ、いい質問だなと僕は思うんやけれども、

だからこそ、尾鷲市はすり鉢状になっているから、中電も230メートルの高い煙突を設けたわけなので、それを影響が出ないように講じますって、それだけで、こんなので市民の方が納得するわけじゃないじゃないですか、こんなもの。どういうふうなことをやるかってことを言わないと。

それから、18とか17とか、食品加工業にとっては死活問題だとか財産を侵害しようとしているということに対しての答えも、生活環境影響調査を踏まえて、影響が出ないようにしますと、それしか書いていない。そういうことじゃないですよ、あなた方。例えば、課長は向井やったかな、副市長は中央町、お住まいやけれども、この方々も言うておるけど、事業所の方々、向井や中央町に造った場合、急に造りますよって言われた場合、どう思いますか。やっぱり自分たちも当事者意識になって回答しないと、これじゃ全然回答になっていませんよ、これ。

14とか13を見ても、丁寧な説明をしますなんて言っていますけど、これ、住民説明会をしないということかな、これを見ると。住民説明会をしてくださいと言っていますので、住民説明会が、一言も住民説明会をするってことは述べていないし、11月に説明会をしましたって言っていますけど、だってあれ、四つの事業者が来て、二つの事業者が説明に入る前に帰ったじゃないですか。だから、24日に1事業者、25日に1事業者、二つの事業者しか説明していないですよ。それで十分だというふうに考える執行部が僕はおかしいと思うんやけれども。

こんな回答で本当にこれ、市民の方が納得するというふうに思われますか、これ。副市長、どうですか、これ。

○下村副市長　施設については、まだまだどういったものがというところまでいっていません。施設整備基本計画等の策定時には、当然パブリックコメントをいただいて、意見をいただくというふうな形になっており、現在のところ、その施設等についてはまだ細かな内容が出ませんので、回答にいたしても、こういう施設を造るというところまでまだ全然至っていないというような状況であります。ですので、今後、施設整備基本計画等の策定時には、またパブリックコメントでいろんな意見をいただいて、そこで詳しい説明ができるものと思っております。

○奥田委員　そういうことじゃなくて、今の段階でもこれ、やっぱりそういうふうな、これを見ると本当完璧な、今こうなんですかこうなんですかという形で、もう決まったような回答をしていたじゃないですか。例えば、建設計画で79億なんて収まらないでしょう、こんな、これから熱利用も出てくるわけですから。だから、もうちょっと熱利用の分は含まれていませんとか書くべきだと思うし、やっぱり周辺

住民に対する説明に対しても、実際には11月にやりましたけど、二つの事業所しか説明しませんと、まだ不十分ですと、皆さんが言われるとおり、これからしっかり、まだ猛反対されている事業所も二つあるし、そういうところに対してもきちっと説明していきますと、市民の方々に対しても、改めてきちっと住民説明会をしますというようなことをやっぱり書くべきじゃないですか、これ。

こんなので全然、18番なんかこれ、本当に一番、18番とか17番、気になりますけど、周辺事業所に影響が出ないようにしますって、だって、いろんなこれ、食品加工業とかやっている方に聞いてみたら風評被害が出ているわけですよ。風評被害とか気持ち悪い部分もあります。さっきも言ったように、向井とか中央町に造ることを考えてくださいよ、当事者意識になって。課長、向井でしょう。副市長、中央町やないですか。地元の家の周りに突然市役所の職員がやってきて、あなたの家の前にごみ置場を造るんですよと言われた場合のことを想定してくださいよ。

○南委員長 奥田委員さん、ちょっと意味が分からん地名が出ておるもので、向井や中央というのはどういう意味なん、これ、一体、あなたの言うておる意味は。

○奥田委員 当事者意識になってほしいということですよ。事業所の方が、この前も課長や副市長に言われたみたいで。

○南委員長 そうか、分かった。了解。分かりました。

○奥田委員 だもんで、そういうこともやっぱ踏まえて、こんなことで、影響が出ないようにしますだけで納得しますか。これ、普通に考えたら、こんな回答で納得してもらえないと思わないじゃないですか、こんなもの。思うこと自体が僕はおかしいと思うんですけど、いかがですか、副市長、これ。

○下村副市長 ともかく、施設につきましては、大気汚染防止法や悪臭防止法など関連法令を必ず遵守しなければなりませんし、近年のごみ処理技術の進歩で環境対策は向上しておるといったことで、そういう臭いとかちりやごみが一切出ないような施設を整備していくということを、ここでは書かせていただいております。

当然、建設施設整備の基本計画ができましたら、施設の中身等についても納得していただけるように、今、近隣のそういった施設を視察していただくというようなことも検討をしてみたいと思っております。

○奥田委員 最後に再度言いますが、言ってもちよっともう無駄かなという僕はちょっと気がして、課長と副市長と話しても、気がしてならないんやけれども。

これから一部事務組合をつくっていくわけでしょう。その中で、僕は、地方自治法を見ると、そういう一部事務組合設置の許可ということで、284条の第2項を

見ると、住民の福祉ということをやっぱりうたっているんですね。住民の福祉に反するようなものはやっぱり許可が出せないと。だから、今、やっぱりこういうふうな、皆さんが心配しているような環境面、それから、自分たちの商売も含めたことに対して、心配しているわけですから、やっぱりきちっとした説明をしないことには、やっぱりこれ、住民の福祉に反しますよ、これ、福祉の向上に。僕はそこを言っているんです。だから、このままきちっとした理解を得ないことには、こういう中途半端な回答をしていて、僕は事務一部事務組合を突破していくというのは、ちょっと僕は今急ぎ過ぎやという気がしてならんもんで、やっぱり十分な説明を僕は今すべきだと思うんですよね、丁寧な。僕は本当、パブリックコメントに対する、意見に対する考え方、これを見て本当にかっかりしましたよ、これ。もうちょっと踏み込んで、市民の立場に立って、回答してほしかったなというような思いがしてならないんですけど、課長、どうですか、それ、思いませんか、そうやって、逆の立場で考えて。

○吉沢環境課長 私どもも、この事業の推進に当たっては、一番考えなあかんのは周辺の方への配慮、環境面等での配慮は、一番肝に銘じて、進めていかなあかんということは、腹に収めております。

それで、副市長のほうからも申し上げたとおり、今、基本構想の段階で申し上げられるのは、環境基準値は当然守り、それから、異臭規制値を排ガス等には設けて、環境に悪影響を与えないというのが大前提で、事業のほうを考えております。その中で、個々具体的な話になりますと、基本計画とか、具体的にこのような設備にしてという話の中で、基本計画等を策定するとき、それは十分説明を、事前、事後とか、御意見をいただく場とかを設けて対応していくというのは、準備会のほうでも確認しておりますので、そういった御理解でお願いしたいとしか、一番大事やと考えております。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 基本的なところなんですけど、回答の仕方として、奥田委員もいろいろ指摘をしているところがあるんですけど、28番、29番、5ページ、市営野球場を潰してとか絶対反対とかされている中で、28番では後段なんかで、市営野球場を建設する予定地として進めていくことになりました、中部電力用地に固執しているわけではありませんと。29では、他の場所の検討は予定しておりませんと。これ、前から一般質問をしているのと同じで、1か所、2か所をところてん的に

やっているからまた同じような回答になるのかなと思うんですけど、この辺の考え方って、今まで過去にいろんな、議会で審議されてきたり、常任委員会でいろんな意見交換してきた中で、ここだけのこういう回答の出し方って何を考えているのか、ちょっと回答してもらいます。

○吉沢環境課長 建設予定地については、御存じのとおり、平成24年当時から東紀州5市町でいろんなそれぞれの問題があって、課題となっていた部分で、広域でこれを取り組んでいくという流れがずっとありました。その中で、やはり建設場所というのが一番課題となる部分で、なかなか具体化して進まんような中で、例えば、ここがええやあその場所等も出ていない中で、それぞれが苦慮して、話合いを持っておったという経緯であります。

その中で、平成30年3月に中部電力のほうのこういった話で、尾鷲市としてもメリットがあるような形で場所が出た中で、それをまず5市町で合意をして、予定を進めておって、本来であれば、去年の3月には一部事務組合、具体的に稼働するような形で考えておったんですけども、28に記載のとおり、このような形で最終的には合意が至らなかったというところの中で、場所としては正直空白みたいになった中で、後段に記載のとおり、他4市町からここを考えていただけないかという要請を受けて、こういう形で話を5市町で協議して進めておりますのでという経緯でしか申し上げられないと言いますか。

○楠委員 住民、パブリックコメントを出していただいた皆さんに回答するに当たって、28番と29番で、固執していませんよ、まだこれからいろいろあるというようなことが読み取れる。片や、他の場所は予定しておりません。じゃ、どっちなのよという話になるわけですね。

平成30年のときの委員会の資料を見ると、当時の黄色い丸印を見ると、南インターのそばも丸があるわけなんですよね。今回の場合は何があるかということ、野球場の移転があるわけですよ。そこに、また8億近い金をかけてやるんだったら、別の方法だってあるわけですよ。だから、考え方として、どうのこうの言いたくないんだけど、それこそ仕切り直しでもう少し、前から言っているように、候補地をたくさん選択して、そこでいろいろ評価して、ここが最適と、行政側として、執行部として一番いいんだという場所でやるんならいいけど、相変わらずところてんのところのやり方をやっているから、28、29の回答の仕方がところてんみたいな話になっちゃうんじゃない。

最終的にはこれ、一部事務組合ができて、特定団体なんですから一つの行政庁に

なるわけですけど、そのときに、また同じようなことをやるのかやらないのか。ずーっとこれは尾を引きますよ、だってこれ。前回の説明じゃないですけど、ロードマップを見ても、こんなスケジュールで実際いくのかどうか。

それとあと、隣接の関係も、この事業においては同意の要件ではないにしても、反対されているわけですよ、周辺事業者に対しては。地区とか自治会とか町会には何の説明もしていないということを踏まえたときに、野球場にかかる金だって、ほかの市もまだうんともすんとも言ってないわけですよ。首長同士が納得したとしても、各市町の方が、町民とか市民の方が、何で尾鷲市の野球場に金を出さないといけないんだという声もあるわけですよ、現実。それらも解決していないにもかかわらず、こういう意見があったとしても、もっと大切な考え方を示す必要があるんじゃないですかね。慌ててやってもろくなことはないと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○下村副市長 28番の御意見といたしましては、中部電力用地にごみ処理施設建設を固執する理由は何かという問いでございますので、中部電力用地に固執していることはありませんという回答をさせていただいて、29につきましては、他の場所の検討はしないのかということで、現在は市営野球場を候補地としておりますので、他の場所の検討は予定しておりませんという回答になりました。

それと、代替施設の件に関しましては、各市町の議会はまだでしょうけど、5市町の首長さんでは、代替施設の費用として上限額をのんでいただいたというふうに、あとは各市町の議会での説明になると思われまして。

○楠委員 そうすると、市民、町民不在で作業を進めるということですね、考え方は。

それで、中部電力の用地に固執しているわけではないと、野球場も中部電力の用地ですよ、5分の4。別に電力を起こす事業用地の話じゃないですよ。中部電力の用地、財産上そうですよね。普通に分かる人だったらそういうふうに見ますよ、あそこも中部電力の用地だよと。市の土地じゃないわけでしょう。ただ使い方勝手、用途が違うだけで、現状は。だから、それから読んでいくと、他の場所の検討予定地はないと。固執していないのになんて言って、肯定も否定もするんだったら、結局空中に造るのかよって話になりますよ。

○下村副市長 この意見としては、いわゆる火力構内、あと燃料ヤードを指しているものと思っております。現在の野球場につきましては、中電さんの用地と尾鷲市の用地が混在しておるといところであります。ですので、ここで言う中部電力



用地というのは、火力構内と燃料ヤードのことだというふうに解しております。

○楠委員　それだったら、そういうふうに分かりやすく、もう少しそれを書くんだったら書く。いっぱい行数を増したからいいってものじゃなくて、もう少し理解するような書き方をしなきゃまずいんじゃないですかね。いずれにしても、用地に固執していないし、他の場所は検討していないということはまだ、逆に言うと、検討もあり得るということですね。

それとあと、次のページの35番、一応野球場を今の発電所用地のほうに設置するという想定ではありますけど、築山を造るという考え方なんですけど、これ、安全基準だとか考えておいて築山って話をしているのか、ただ言われたからやっているだけなのか。何人ぐらいのもので、この前250人とか300人ぐらいのことを言っていましたけど、築山を造ると言ったって、あれですよ、真四角に造れるわけじゃないですよ。10メートルを超えるようなものをかさ上げするとすると、当然勾配が出てきますよね、土だと。相当の面積も必要だし、盛土をしたところに築山を造ったときに、地震の際の水平震度とか考えたときに、逃げても潰れるんじゃないですか、崩れるというのかな。そういうのを加味した上で、こういうことを考えていますというのか。

そうでなければ、いいですか、避難施設も設置することを考えています、それは今回の計画している予算とは別ですとしておかないと、だんだんだんだん予算が膨れ上がってくるわけですね。79億が80、80が100とか110とかになる可能性もあるわけですよ。そういうところを安易に、こういうふうに意見に関する考え方としてはじゃなくて、避難施設もつけなきゃいけないけど予算上の措置はまだ考えていませんとか、しっかりしてやらないと。14.5メートルになるからって安全度が高いんですか、これ。11メートルというのは、最低基準ですよ、最高基準ではないですよ。津波って駆け上がりとかいろいろあるから、最大によっては35メートルとかあるわけでしょう、東北地震のときに。そういうふうに曖昧にこういう数字をどんどん入れると、どこかにありましたよね、最終的に責任は誰が取るんだと。東北の大川小学校じゃないけど、避難マニュアルで避難することができなかったので、結局裁判で負けていますよね、国賠法になるんだと思うんですけど。

そういうことにならないためにも、こういうことがあっても避難施設を建設するとかやらないと、単に築山等々を書いてあったとしても、安全基準も何もデータもないのに、そんな簡単にこういうふうに回答していいのかどうか、ちょっとその辺

が疑問なんです、どうですか。

- 下村副市長　　代替施設につきましても、火力構内への建設ということで現在は進めておりますが、結局、設計もまだ全然できていないような状況の中で、やはり避難施設と代替施設はセットものという考え方は、当然従前からありましたので、築山等の避難施設を建設するというふうに書かせていただきました。

また、予想津波高につきましても、あくまでも予想津波高が11メートルということでございますので、約14.5メートルの避難施設を建設するというので、例えば築山になったとしたら、当然築山の構造等についても調査研究しなければならないですし、避難タワーが最適というふうな判断に至れば、避難タワーへの計画変更というのも当然出てくると思います。

現在のところは、避難施設と代替施設はセットものという考えの下で、回答をさせていただいたものであります。

- 楠委員　　それであれば、今検討されているということであれば、概算の費用も出れば、実際の工事費がどのぐらいになるのか、総事業費は、そういうのを示すべきだというふうに私は思うので、まだこれはなかなか前には進まないのかなと。ただ、最終的には、一部事務組合がどう考えるのか分かりませんが。

それとあともう一点、せっかくパブリックコメントをやられて、尾鷲市は当事者になるわけなんですけど、他市町のパブリックコメントが何で参考についていないのか、その辺ちょっとお聞きします。他市町のパブリックコメントを参考に、どういう意見が出ているのか、参考にはつけられないんですかね。

- 吉沢環境課長　　今回のパブリックコメントは、尾鷲市の要綱に沿うもので報告をさせていただいております。

今回の議案に関して、5市町の中では、紀北町さんがパブリックコメントを実施しております。その中で、9人の方からパブリックコメントが、意見があったことは承っております。ただ、内容については、紀北町内の様々な御意見やことで、今回は、その点は、こちらには、参考には掲示はしていないというか、紀北町さんのホームページのほうで恐らく公表していると伺っておりますけれども。

- 楠委員　　皆さんがホームページを見ろと言うなら見ますけど、そうじゃなくて、広域ごみ処理施設って一部事務組合が作業を進めていくんですよね。尾鷲市が単独で造るんだったら、別に私はごちゃごちゃ言いませんよ。連携してやっていくわけでしょう。そうしたら、ほかの市議会なり各種委員会があると思うんですけど、そういうときに出されているものがあれば一緒になって、参考は、こういうことも考

えている人もいるんだとかというのは、それこそ私たち常任委員会のメンバーで議論とか討論とかという素材にはなるわけですよ。

その辺の考え方って、執行部のほうに言ってもしょうがないですけど、その辺をもう少し考えた上で、今課長が言われるように、ほかの市町はホームページで見てくれと言うのであればそれで構わないんですけどね。だから、トータル的に、この説明の内容が、本来行政として答える内容が適切かどうかというのは、もう一度判断したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○吉沢環境課長 参考にという点で、この案件に関しては、繰り返し申し上げますけど、紀北町さんが行っております。その中で、紀北町さんのパブリックコメントの事案についても参考にお示しするという事までは、正直考えが及びませんでしたというお話なんですけれども、ただ、紀北町さんのパブリックコメントの内容については、情報共有ということで、私どものほうにも見せてはいただいて、確認はさせていただきます。

当然うちのパブリックコメントの回答についても、今後の一部事務組合のお話もありますので、準備室を通じて、各市町に情報共有はしております。参考に添付云々というほうは考えが及んでおりませんでした。

以上です。

○楠委員 あと、3ページとか、ほかの場所もあるんですけど、努力していきますという関係が11ぐらいからあるんですけど、具体的に、皆さんがこういう意見をもらって、努力していきますというのはどういう努力を示すんですかね。これが一番厳しいところになると思うんですけど。

○吉沢環境課長 個々の案件により様々なことがありますので、一般的なことは申し上げられませんが、十分、本人さんたちの意見とかこういったことを、どんな考えであるというアンサーなりは、個々に丁寧に説明をして、御理解を賜りたいように考えております。

以上です。

○楠委員 理解するかどうかってなかなか判断できないでしょうね、基本的に。書面でサインしてもらおうとかどうかは別にしても、しっかり合意形成を図るような努力をしていかないと、相当厳しいんじゃないかと思うんですよ。同意とかいろいろ書かれてはいますけど、同意についてはどうなっているんだと聞かれたら、いや、努力しますでは答えにならないですよ。だから、合意形成も図らなきゃいけないし、最終的には、一部事務組合で合意確認をしないと前に進まないわけですよ、こ

ういう手続って。そうすると、努力していきますじゃなくて、何かほかの言葉があるんじゃないかと思うので、その辺は、特段、これから考えるんでしょうから、回答は要りませんが、ちょっと検討したほうがいいんじゃないかと思います。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

他にございませんか。

○村田議長 突然の発言で申し訳ございません。

これ、議長、事務統理権と議事整理権がありますので、発言はさせていただきたいと思うんですけども、ずっと私、見ておったんですけども、執行部は委員長なら委員長と言って挙手をするわけですが、議会のほうは黙って手を挙げて、その辺のところは実に曖昧になっておる。ですから、その辺のところはきちっと、委員長、整理したっていただきたいと思います。

○南委員長 分かりました。

議長から御注意がございましたので、発言を求めるときは委員長と声を上げて求めていただきたいと思います。

○野田委員 8 ページのところのちょっと確認というか、ナンバー 4 1 と 4 3 のところで、尾鷲市へのごみ処理施設の建設によって市や市民に他の 4 市町と比較した大きなメリットがあれば提示していただきたいということで回答をさせていただいているんですけども、もっと、こういうところしかメリットってないのかなという。4 1 番、本市としてのメリットは、身近な場所に施設を建設することで、市民の方の利便性が図られるというような、距離が短くなるだけなのかなというのはちょっと考えてしまったんですけども、もっとやっぱり尾鷲に造るんだったら造るなりの、やっぱり市民にもっと訴えるべきところは行政としてあるんじゃないかというのは 1 点と、それで、4 3 ページにおいては、負担割合については基本構想に掲示しておりませんが参考資料 2 ページに記載、ちょっとあまりにも、市民に対する優しさというんですかこれ、どうなのかな。もっとメリットとか、建設費負担の割合はもう明示されていますのでいいんですけども、ここら辺はもっと行政としてアピール、PR するところをしていただきたいなと思うんですが、課長、いかがですか、これ。

○吉沢環境課長 4 1 番関係の本市のメリットということで、当然委員さんのおっしゃるとおり、対市民の皆様には御説明するのに本市のメリットというのを事細かにいろいろ挙げられたらええというのが、実際そうだと思います。自分らもそう考えております。ただ、これ、もう言うても仕方ない話なんですけど、中部電力跡地

ということで、新モデル関連の熱エネルギー回収ということでは、市民のメリットで大きく説明ができる部分ではあるんですけど、市営野球場ってなりますと、目に見えてこれとこうやとかというところは、記載はちょっと、この内容ぐらいのことが明確にできる部分であります。

当然そういうことはもう、うちの市長のほうも意識しておると思いますので、今後いろんな協議の中で何かという話はまたするであろうとは思いますが、今のところ、メリットとして挙げられるのは、41の記載のとおりが明確できる部分ということで、御理解のほどお願いします。

○野田委員　　そうであれば、それしか僕のほうも言うことはできないんですけども。

あと、ナンバー42については、尾鷲市は有料ごみ袋という制度を取り入れてまして、ほかの4市町は無料化になっています。今後広域としてどのように協議するか必要であると考えています。ですけども、やはりここら辺も有料化、この方の意見はごみ袋を有料化することによっていろんな、ごみ量を少なくするとか、財政面で寄与する、それであと、ごみのステーションの管理をするとか、いろいろなことがあると思うんですけども、ここら辺はやっぱり早急にというか、今後じゃなくて、やっぱり無料化にしてくれという人もおるし、有料化でこのまま減量していくべきじゃないかという考え方もありますので、ここら辺は、僕は2市3町というか、やるからには早めにある程度の見通しというのは必要じゃないかと思うんですけども、どうですか。

○吉沢環境課長　　42番のとおり、本市だけ有料ごみ袋制度を導入しております。

それで、当然協議をして、それがどんなふうな形で調整がつくかどうかという話合いは、一部事務組合の中では協議をする必要があると思っております。ただ、これ以外にももう早急に5市町で協議をせなあかん内容が多々ありますので、この点も、話合い、協議をして、どのような方向で持っていくかというのは、早めに結論は出さなあかんように認識はしております。

以上です。

○三鬼（孝）委員　　パブリックコメントに対する考え方の中で指摘をしておきたいんですけども、8ページの45番の20年間の運営費が約90億ってしておりますけれども、昨年5月の常任委員会での基本構想の説明の中で85億2,000万円になっていますね。4億8,000万円、これ、加算するんやけど、この辺の数字はどんなのですか。

それともう一点、4ページの25番ですけれども、南インターという最適地があると思われるがということの中で、意見に対する考え方の中でノーコメントになっておりますけれども、この辺はどうなんですか。最終的に、野球場でやるということでございますので、周辺の理解を得て、どうしても野球場でやるんやというようなことをやっぱりきちっとこの辺で書くべきじゃないんですか。その辺、2点だけちょっとお伺いします。

○吉沢環境課長 金額のほうはちょっと今手元の資料を確認しております。

4ページの建設予定地、ナンバー25のなぜ尾鷲市に、近くに指定するのか、南インターという最適地があると思われるが、そこでは駄目なのかということに対する回答でございますけれども、考え方に書かせていただいております、なぜ尾鷲市に、24年からこの案件に対しては5市町ですという中で、場所がなかなか決まらないような中で、早急にせなあかん課題という中で、本市において、製造工場の維持とかというそれぞれが問題となっているところから、積極的に候補地を出そうかという流れの中で、こういう話を進めてきた中で、尾鷲市にということにもうなったようなつもりですけれども、それで、南インターに関しては、自分の理解する限りにおいて、この準備会以降、俎上に上がっていないような理解をしております。

以上です。

○三鬼（孝）委員 だから、そういうことを意見として書くべきじゃないのかなということを指摘するんですよ。それはそれでいいですわ。

それでこの数字の違いというのは、基本構想の18ページかな、16ページにあるんやけれども、85億2,000万、かなり数字が上がったもので、この辺のところは、議会への説明とコメントに対する意見の違いがあるので、きちっと精査する必要はあるんじゃないですか。

○南委員長 今御指摘のこと、数字のことでございますので、根拠があると思っておりますので、しっかりと答弁を求めます。

○吉沢環境課長 パブリックコメントにつけた参考資料なんですけれども、こちらの中の金額が、これをちょっと示させていただいたら一番分かりよいかと思うんですけれども、従前、議会のほうにも説明させていただいた様々な案件の中でお示しをさせてもらった建設費用が71億円で、事業費のほうは79億6,100万円、財源内訳等々ある中で、運営費を入れてこの数字の合計を記載、明記させていただいております。基本構想といいますと、従前の基本構想のお話でしょうか。

○三鬼（孝）委員　　８５億２，０００万円の説明を基本構想でして、その後は９０億という修正は委員会で説明しておるんか。

○南委員長　　１月２１日にお示しをいただいた公益ごみの関わる実施負担額によると、やっぱり１４０億という数字が出ております。４億の違いってどこの……。入っています、運営費も。

（発言する者あり）

○南委員長　　今のよろしいです、これで。数字を確認しましたので。

○濱中委員　　今三鬼孝之委員の質問の関連なんですけれども、課長は南インターという案が今まで俎上にのったことがなかったのということで御答弁いただきました。そういったことだと、野球場やったり俎上にのっていなかったものが、ここが駄目なら次というような形で出てきた経緯があるんですよね。今も本当に御努力されておることは十分理解するんです。その周辺の方に分かっていたかための努力はもちろん必要なんでしょうけれども、じゃ、もう今も候補地がここしかないという形で、もうそこで納得いただけるまで時間がかかってもやっていくのか、今こうやって市民の方から提案をされた南インター付近というものも、ここが駄目になってから次を考えるのではなくて、予備的にという言葉に誤解があってはいけないんですけれども、南インターも考えられる場所であるならば、そういった模索が始まるきっかけに使えばええのかなと思うようなパブリックコメントのような気がするんですけれども、そういったことは二股と取られるのか、それとも予備的に次の事業に移るための、スピードを上げるためのものであると捉えるのか、いろんな捉え方があるかもしれませんが、南インター付近が全く駄目だという理由はありますか。

○下村副市長　　前に意見があったように思っておるんですが、南インターが給水区域外になっておる関係で、給水、いわゆる水道を引くとなると、かなり高額な費用がかかるというようなことで、当初から除外されておったようには思うんですけど。

○南委員長　　他にございませんか。

委員長と挙手してください。手を挙げて委員長と言う、あれ。

○楠委員　　今回の手続も踏まえて、いろいろ県のほうの指導だとか、それからあとアセスメント、いわゆる大規模基準、いわゆる県の条例に整合しない規模ですから調査の内容は違うと思うんですけど、ここの回答に書かれているように、生活環境アセスメントはやるということはもう間違いないんですね。これ、一般の市民の

方から、前回の委員会の席で、環境アセスメントはやらないという発言があったようなことを言われて、いや、そうじゃないですよと、だけど、アセスメントは当然あるので、その辺の事務局のほうの回答をお願いしたいと思います。

○福屋環境課主幹 御回答させていただきます。

三重県の条例で定める三重県環境影響評価条例、この中では廃棄物焼却場の処理能力、時間当たり4トン以上、日に直しますと96トン以上が、三重県環境影響評価条例に関わってくるものです。

我々の今計画しているものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設に該当することから、該当施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を行います。この調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて実施する生活環境影響調査になります。生活環境影響調査の項目といたしましては、大気、騒音、振動、悪臭、水質、地下水となります。

三重県環境影響評価条例といたしましては、それとの違いで主なものを挙げさせていただきますと、地形及び地質だとか地盤だとか電波障害だとか陸上動物、陸生植物、水生生物など、そういうものに対して調査する項目となっております。

○楠委員 いろいろと説明していただきありがとうございます。基本的には、平成18年の環境省の大臣官房が示している運用指針に基づいて環境調査を行うということによろしいですね。ありがとうございます。

○奥田委員 1点だけ。副市長、先ほどの南インターの件なんですけど、以前話が出たけれども、無給水地域だからという回答がありましたよね。そのときたしか、僕の記憶間違いかもしれないけれども、水道を引くのに2億ぐらいかかるんやという話があったと思うんやけれども、なかったかな、それで、今回野球場の代替地が8億5,000万、それから搬入路で1億300万、9億5,300万はかかるんですね。そういうことを考えたらよっぽど南インターのが安いんじゃないかなという気がするんやけど、そういった考え方というのはないんですか、今は、もう。

○下村副市長 それと、南インター付近は重点「道の駅」構想がまだそのまま残っておる状況なんです。

○南委員長 奥田委員さん、補足させていただきますと、道の駅構想のときにやはり上下水道を引くのに莫大なお金がかかるということで、かなりの額がかかったと記憶しておるし、今副市長が言われたように、今のインターのところは重点「道の駅」候補ということでまだ生きております。そういったことで、あそこへ絵を描く云々ということ、一方では、候補としたら、今思ってもなかなかの候補だなど



思うわけなんですけれども、条件整備がまだできていません、現実に、現時点では。

○奥田委員 委員長の言うのもよく分かるんですけど、ただ、広域ごみ処理施設だって今からじゃないですか、ほかの4市町の首長さんから懇願されて進めるということなんやけれども。そういうことを考えると、もう一回南インターということを考えても僕はいいんじゃないかなと。道の駅は道の駅で候補として残っておるなら残っておるで、別の道の駅があつてごみ置場があつても別に何の問題もないと思うし、くっつけてやっても面白いなという感じもするんやけれども、どうですか、そういうふうな。だから、今の執行部のやり方やと一個一個やないですか。発電所跡は駄目でした、第2ヤードのところは駄目でした、その上の丘陵地は駄目でした、だから、今度4市町の首長が懇願して、今度は野球場で、これでもうこの予定地で進めていくんですって言って、一個一個やっていくもんでこういうことになるので、最初からやっぱり複数のところを検討してやっていけばよかったなと思う。やっぱりこれはもう完全な、僕は進め方のミスやと思うんやけれども、どうですか、副市長、そういう柔軟的な発想って必要なんじゃないですか、いかがですか。

○下村副市長 南インター付近の用地にそれほど大きな用地があるのかどうか。造成費に幾らかかるのかとかということもありますし、当然個人の土地になり得ると思いますので、どれぐらいかかるのかということも今のところ全然見当がつきませんので、軽々な発言はちょっと控えたいと思っております。

○南委員長 考え方は分かりますけれども、現時点では、5市町の首長が協議の上、取りあえずもう候補地として進んでおりますので、今になって変えるということは、またとんでもない、僕、いろんな議論になると思いますので、ぜひとも、野球場ということで進んでいますので、その方法で進んでいかなければいけないとそのように考えております。御理解を賜ります。

○楠委員 今委員長から発言があつたんですけど、一つ私、気になるのは、今、高規格道路が開通するとき、南インターのところに、国交省が防災施設を一応設置してくれるということが一つありますね。

奥田委員が言ったように、先ほど執行部のほうから、重点「道の駅」も残っているということであれば、一つの例として、委員長のちょっとこれはこういうふうに進んでいるからという発言もあつたんですけど、一つは平面的交差じゃなくて立体的な考え方、道の駅もあれば焼却場もある、国が造ってくれる高規格道路の防災施設、トイレもある程度造ってくれるんでしょうから、そういうものを総合的に考えて、立体施設として公共施設を位置づけして、逆に言えば、環境省とか国交省から

金を引っ張るような計画をしてもいいんじゃないですか。一番、これ、チャンスがありますよ、だってほかの自治体で事例がないんだから。参考事例としてやりましたと。水道を引くだとか何かって言っても、水道の管は引かなきゃいけないんだけど、汚水処理って別に管の中に流さなくたっていいんですよ。あれだけの敷地の段差があったら、ピットを設けて、ある一定の浄化したものをバキュームで今の処理場に運ぶということだって可能なんですよ。だから、もう少し展開を広く見て、公共施設の在り方とかを見たときに、国の補助がつく、環境省の補助がつくとかというメニューはどこかにあるような気がする。あるいは、また、逆に要望するというのを考えたほうが、一つの、1歩先へ進む話になるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうでしょうかね。

（「副市長、しっかり答弁して、しっかり」と呼ぶ者あり）

○南委員長 いや、楠委員の意見は僕も否定はしませんけれども、それはもう、2年前やったかな、もっと前の話であればある程度の検討の俎上に上がったのかなと思うんですけども、今となってくると、やはり5市町の合意の下で進めておりますので、これでもし場所が変更になるようなことがあれば、やはり一部事務組合の組織そのもの自体が僕は飛んでしまうんじゃないかなという懸念があります。

副市長、しっかり答えてください。

○下村副市長 今委員長もおっしゃられたように、今、各市町の焼却場、施設の老朽化が進んでおり、年間の維持管理費がかなり高騰してきておる中で、広域ごみ処理施設を造るというような話になって、もう既に年数もたっておりまして、もう、令和10年稼働のスケジュールはもうこれ以上変えられないというような状況の中での候補地選定で、ようやく昨年秋に市営野球場跡地を候補地とするというふうになったものでございますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 これまでの議論の中で、南インターについては、たしか南インターの環境基準、執行部から答えの中に、これから自動車は電気自動車とかとなって違うんでしょうけど、現在法律はまだ変わっていない中で、環境基準の中で大気の云々の関係があったもんで、インターの付近は好ましくないというのを執行部が答弁したのをちょっと記憶に覚えております。当時、そういった議論があったように思います。

○南委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

今回のパブリックコメントということで、10名の方、それぞれの意見としては

4 5 項目に分かれたわけなんですけれども、あくまでも、課長いわく、個人個人に対しての回答はしませんけれども、市の広報やとかワンセグ等、SNS等をしていくということでございますけれども、やはり根強く反対をされておられる方がおられるということでございますので、引き続き最善の理解をいただく努力はさせていただくことを強く要望することは当然なんですけれども、ただ、個別の回答はしませんよということなんですけれども、もしパブリックコメントをくれた方からのお問合せがあれば、ぜひともそういった、今日の議論も踏まえた上で、誠意を持って回答をしていただきたいなと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。あくまでも個別はしないということなんですけれども、問合せがあった場合。

○吉沢環境課長 個々の問合せには前向きに考えていきたいと、対応していきたいと考えています。

○南委員長 ぜひともそのようにお願いします。

○濱中委員 今の25番の意見に関して、かなりいろんな意見が出て、今の段階の考え方の書き方ですと、25番の質問の答えにはなっていない部分があるんですけど、これはこの議論を経た後書き換えることは考えておられるんですか。ホームページなんかに掲載の形はもうこのままで動かないんですか。

今、私は聞いた中で、やっぱりその給水の話であるとかいろんな話は納得することができたんですけど、ないままやと答えになっていないって言われるので、書き換えられますか。

○吉沢環境課長 この案件につきましては、建設予定地に関わることでありますので、尾鷲市のみで答えるべきことではなく、調整をして準備会のほう、ほかの4市町とも内容については精査して答えさせていただいております。今のところ、こういう言及で仕方がないという理解でありますので、修正のほうは考えておりません。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、パブリックコメントは終了して、次の報告、濱中委員さんから提案された一部事務組合のほう、簡単にその他のほうのちょっと説明を求めます。

○吉沢環境課長 参考資料のほうを簡単に説明させてください。

委員会資料の9ページのほうを御覧ください。委員会資料の9ページであります。

こちらが1月21日に行政常任委員会で求められておった資料であります。

一部事務組合と広域連合の主な相違点であります。これは団体性格、構成団体等を区分整理し、比較した資料です。

資料10ページのほうを見てください。

これは一部事務組合の制度概要であります。根拠法令、制度概要、財源等々、概要を取りまとめた表であります。

次に、資料の11ページを御覧ください。

こちらは広域連合の制度概要であります。

以上、総務省ホームページのほうから転載をした内容であります。内容は記載のとおりでありますので、後ほど御参照をお願いいたします。

次に、委員会資料の12ページを御覧ください。

こちらは、過去の各市町の可燃ごみ処理量の実績や1人当たりの処理量などの資料です。こちらも掲示が求められておったので用意をしました。記載のとおり、各市町別に平成26年度から30年度までの可燃ごみの各市町の年間処理量実績と、各年の10月1日付の住民基本台帳数と、年間日数で除した原単位、1人1日当たりのごみの処理量を表しております。基本構想では実績を勘案し処理量見込みを行っております。

次に、委員会資料の13ページを御覧ください。

こちらは12ページのごみ処理量のうち、家庭系の可燃ごみの実績表であります。

12ページの処理量には、事業系一般廃棄物の可燃ごみの量も含まれておりますので、家庭系の可燃ごみのみの表もあったほうがよいと思い、添付をさせていただいております。御覧のとおり、尾鷲市の1人1日当たりのごみの家庭系の可燃ごみの処理量は増加傾向であります。

なお、こちらの表にはありませんが、23年度は741.6グラム、24年度は782.9グラム、平成25年度は595.1グラムと、ごみの有料化に伴い、1人当たりのごみ処理量も一旦激減をしましたが、御覧のとおり、26年度から再び増加しております。

その他詳細は後ほど御参照をお願いいたします。

次に、委員会資料14ページを御覧ください。

令和2年11月10日開催の行政常任委員会で告示をした一部事務組合業務開始までの日程、今後の進め方であります。

令和3年3月の段の赤い囲みの部分を御覧ください。

各議会で組合議員の選出のお願いの日程について、当初、県の許可後と見込み、令和3年3月の欄に記載をしておりましたが、精査の結果、4月1日設立業務開始後でないと選出依頼ができないということが判明をいたしました。そのため、赤い矢印のとおり修正をいたしましたので御報告いたします。

報告のほうは以上であります。

○南委員長 報告事項について。

○濱中委員 13ページの家庭系のごみ、さっき課長も言われたように、増加傾向にあるということなんですけれども、有料化されたときに減量の仕方であるとか創意工夫であるとかというあたりがかなり啓発事業の中で展開されて、一時、皆さん、まちの中でも話題にしながら減らそうね減らそうねという話をされておりましたけれども、一、二年前ですか、ワンセグでごみのダイエットを言われて、つてした時期もあるんですけれども、また新年度に向かって、そうやって皆さんに、これ、増えてきていますよというようなあたりで啓発をされるような、そういった事業の予定ってありますか。

○吉沢環境課長 委員のおっしゃるとおり、ごみの減量化については従前から大きな課題と認識しております。その中で、資源化物の分別の推進でありますとか生ごみ処理機の補助等々、従前から広報を行っておりますが、残念ながらこのように1人当たりのごみ処理量が増大傾向にあります。

今後も地道に、おっしゃるとおり、減量化の推進に取り組んでいきたいと考えております。広報等もさらに厚くするなりというような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○濱中委員 具体の事業的なものって考えられていないんですか。ここが減らんと、人口が減って行って、全体が減ってでも、やっぱり個別のものが減っていかないと、これを見ると、数字を見ると、有料化しておる自治体よりも、ほかの御浜であるとか紀宝町なんて1人当たりはすごい少ないんですよ。こういったところからいろんな御意見をいただきながら提案をするというような流れも要るのかなと思うんですけれども、具体の事業は別に、特にないんですね、今のところ、そうしたら。

○吉沢環境課長 何か、委員さんのおっしゃるとおり、有効な手だてがないかアンテナを高くして、新しい取組が必要であると考えておりますけど、残念ながら、そこまで思い至っていないのが現状であります。

以上です。

○奥田委員 同じく、資料3ですけど、これ、もう令和3年度を迎えようとしておるんですけど、もう2年度末ですよ。なぜ平成30年までしかないんですか、これ。令和元年度をこれ、つけるべきじゃないですか。でないと、最新の情報がなると規模とかそういうのが分からないじゃないですか。何で元年度がついていないんですか。

○吉沢環境課長 元年度については、ちょっと集計のほうできていないということで、これには掲載をしております。

以上です。

○奥田委員 集計ができていないって、やっぱり今人口も減っていて、できるだけやっぱり小さいもののがいいでしょう、これ、造るんだったら。じゃないですか、これからもうどんどん人口が減っていくんやで。最新の情報があって造らんと、これ、判断を間違えますよ、またこれ。そんな、もう令和3年度に入ろうとしておるんですよ。集計ができていないって、ちょっとそれ、そんな仕事していないんですか、環境課は。

○吉沢環境課長 こちらの資料は、基本構想でも予測の数量を出した中で、過去のものがないかということで、急遽用意をさせていただきました。施設の規模等も、今のところ、71トン程度と見込んでおるんですけど、今後、基本計画なりにしたときには、最新の数字で予測をして、精査して、処理量については勘案していきますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

○奥田委員 最新のものを出さないとこれ、判断を間違うでしょう。今みたいに、濱中委員みたいにこれ、当然思いますよ、これ。29年から30年で比べたら、30年のほうが尾鷲市は何で増えておるのかなという。特別な事情があったんやと思うけれども、これ、やっぱり令和元年度までこれ、入れてもらわないと。もしあれやったら、もう2年度の予想ぐらいまでははじいておかないとね。これから5市町、やろうとしておるわけですから、一部事務組合もつくろうとしておるんですから、令和2年度の予想ぐらいまでこれ、つけなあかんですよ、これ。それぐらい仕事すべきですよ、これ、環境課は本気になって。

○吉沢環境課長 予測については、従前の基本構想のほう、見込みのほうの表をつけさせていただいております、見込みについては。委員さんのおっしゃるとおり、それはだんだんずれて、最新の情報をして、また検討し直して、見直す必要があろうかと思いますが、3年度以降の予測のほうは基本構想のほうでもお示しをさせ

ていただいております。

以上です。

○奥田委員　そうじゃなくて、もう実績が出ているんですからね。僕は30年度の実績だけで判断しておいたらおかしいでしょうということをお願いなんですよ。だから、もうこれ、令和元年度の実績、2年度の予想、3年度は完全な予想になりますけど、それを横長にしたのをくださいよ、だったら、後でもいいので、お願いします。

○吉沢環境課長　現在お示しさせていただくことができるのは、基本構想の9ページのごみ処理量の推移というのを、データの取りまとめをしております。現状のところ、見込みはいろんな過去の実績とか傾向をつかんで把握しておりますので、見込みのほうは、現状は、従前、お示しさせていただいたごみ処理量の推移、9ページの内容のとおり、令和9年度までの見込みと。ただ、これについては、当然年度が変わるごとにデータも最新にされますので、精査して修正、お示しできる段階でお示しすることになると考えております。

以上です。

○南委員長　今回、取りあえず、いろんな計画書の中で、やはり、特に人口については、結構2年、3年前の計画の人口が上がっているというのが現実ですけども、特にごみについては、ごみ処理については集計できると思いますので、最新版の資料を今後作成していただくようお願いをいたします。

これで、環境課の審査を終了いたします。

(「資料4の説明は終わったの」と呼ぶ者あり)

○南委員長　分かりました。特におるほうがええ、環境課長。

○奥田委員　じゃ、これからの流れとしては、議会の議決を得て、一部事務組合のこれ、申請を県に対してしていくということ、すぐやるということなんですか、これは。

○吉沢環境課長　資料4は、11月10日に5市町で協議をして、こういう形で進めていこうやないかという表であります。これを目標に各市町、取り組んでいるという理解で、先ほど申し上げたとおり、議員の選出のお願いが、ここら辺にずれ込むやないかということでお示しをさせていただきました。

以上です。

○奥田委員　そうすると、もう強行に、反対する人がいようがいまいが、強引に進めていくということなんですかね。

これで、ちなみにお伺いしますけど、反対されている方に対して、市長は12月24日に説明に行ったということですけど、それ以降というのは行かれていますか。

○下村副市長 2月に入って私が行かせていただいております。

○奥田委員 2月になって行かれたということですね。分かりました。

そのとき、副市長はこれまでも丁寧な説明をするんだ、丁寧な説明をするんだということでしたけれども、丁寧な説明はされているということの理解でよろしいですか。

○下村副市長 施設については、具体的なことは、設計もできていませんし、いろんな焼却方式もあると思うんですが、あくまでも法に準じた、環境に配慮した施設になるので、何とぞ御協力をお願いしますというようなお話をさせていただいております。

○奥田委員 それで、これ、事務組合も設立の申請をして4月からやっていくということなんですけど、僕はもう、この前申し上げたように、やっぱり設立前までに最低限了解を取ってほしいなと思うんですけども、副市長の手応えとしてはどうなんですか、御理解いただけるというような感じですか、3月末までに。

○下村副市長 反対の意思は変わらずですが、施設については法令遵守で、決してそういう悪臭や大気汚染、ましてやちりやごみが出るような施設にはならないというような説明はさせていただいておりますが、やはり施設の老朽化によってそういうことは、絶対ということはある得ないというようなお話になりましたので、その辺についても、メンテナンス等は必ずやっていくというようなことを御説明させていただいております。

○南委員長 最後でお願いします。

○奥田委員 僕が聞いておるのは手応えを聞いているのであって、説明しますよ説明しますよじゃなくて。

というのは、どうなんですか、副市長、これ、手応えはどうなんですか、これ。じゃないと、これ、一部事務組合をつくって、また訴訟なりとかそんなのが起こった場合、大変なことになってきますよ、これ。それを、そのときに尾鷲市が負担するのか、事務組合が負担するのかどうかはちょっと分かりませんが、やっぱりきちっとしたそういうふうなことを決めておかないといけないと思うし、それ以前に、やっぱり周辺の事業所ぐらいには了解を取って、気持ちよく事務組合に入ったほうが、僕は絶対これ、いいと思うんですけども、それでも強行突破していくという



ことで御理解いいですか、これは。もう訴訟が起ころうが何しようが、それは関係ないんだと、たった2人ぐらいの反対では進めていくんだというような考えですか。

○下村副市長　あくまでも、我々としては御理解いただくように努力するという  
ことで、手応え云々というのは相手さんの気持ちでございますので、私では分かり  
ませんでした。

○南委員長　最大の努力をしていただくよう、よろしく願いをいたしたいと思  
います。

これで、環境課を終わります。御苦労さんでした。

続いて、政策調整課から若干報告事項があるということでございますので、引き  
続いて……。それでは、ちょっと5分間休憩します。

(休憩　午後　2時35分)

(再開　午後　2時42分)

○南委員長　休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、政策課のほうから報告1件をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　お時間いただきありがとうございます。政策調整課から、  
おわせSEAモデル協議会の進めておりますCOCORISM×OWASEという  
ツーリズム商品の御案内というかお知らせをさせていただきたいと思  
います。よろ  
しく願  
い  
し  
ま  
す。

お手元に資料を通知させていただきました。御確認ください。よろしく願  
い  
た  
し  
ま  
す。

今回御案内するのは、先月7日に開催いただきました行政常任委員会でもアナウ  
ンスをさせていただきましたが、尾鷲固有の地域資源を生かした中長期滞在型ヒー  
リングプログラム開発事業というものを、国土交通省の観光庁の「誘客多角化等  
のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業という採択を受けまして、おわせ  
SEAモデル協議会として進めているものの御説明でございます。

この事業は、ウイズコロナ・アフターコロナ時代の安全安心な新たなツーリズム  
の実証と、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地開発における地域資源の活用策とし  
て、先進的な観光誘客の在り方を検証することを目的とさせていただいております。  
今回は観光庁の事業ということで、支援対象経費の上限額は、税込みで1,600  
万円が補助対象の範囲内で認められる見込みでございます。今回、事業実証のため  
の委託事業者としては、以前、南部地域活性化推進協議会のサウナの実証実験でも

御説明申し上げました株式会社ホークアイと合同で行っております。委託業者です。

今回初めてお聞きになる方もいらっしゃるかもしれませんが、COCORISMについて御説明申し上げます。

COCORISMというのは、今回の実証実験のテーマであるヒーリングをテーマに、食事、運動、睡眠、メンタルヘルス、環境、この五つの観点から旅の全てがコーディネートされた新しい旅のサービスを提供することを目指しております。最先端の栄養学の知見に基づき、植物性の食事を中心とした未来の食事を提供することとなっております。ターゲット層としましては、30代から50代の都市部でフルタイムで働く女性。

今回御案内申し上げますモニターツアーの概要を申し上げます。

来週11日木曜日からの3泊4日で行う予定でございまして、参加者は、本来ならば40名ほどを想定して事業を進めておりましたが、コロナ禍が現状として、緊急事態宣言も発令されていることも鑑み、協賛事業者など内部の方を中心に6名、20代から40代の女性として実証実験に重きを置いた形で開催をさせていただきたいと思っております。

内容におきましては、尾鷲の観光資源を生かした各種プログラム体験として、鈴鹿医療科学大学や愛知医科大学の協力を得ながら、最先端の栄養学に基づいた食事を提供するなど、スケジュールを組ませていただきました。

スケジュールの中で、尾鷲市の分をちょっと集中的に御説明申し上げます。

12日から13、14日と2泊3日で尾鷲の滞在を検討しております。プログラム内容としましては、座禅体験や茶道体験、三木里でのビーチヨガ、ビーチウォーク、シーカヤック体験、熊野古道エコツアーなどをプログラムに組み込んでおります。

今回、コロナの緊急事態宣言中に行うということで、やはり一番大事なのが新型コロナウイルス感染症対策でございます。

今回は国の事業ということもございまして、国と協議の上、本事業に係る個別の新型コロナウイルス感染症対策実施マニュアルを作成し、これに基づき行うものでございます。

その主なものとして、ツアー実施の2週間前からツアー参加者、事業者の体調管理書をつけさせていただきます。それによって健康管理を行います。また、ツアー実施に当たっては、参加者スタッフにPCR検査を実施し、陰性確認をした上で参加していただくことを条件としております。また、希望する事業者等に関しては、

医療用のN95マスクを支給して対策を徹底したいと思っております。

このように政府の方針、各ガイドラインに沿いながら、みんなで知恵を出し合い、コロナ禍における実証実験として進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

概要については、以上が御説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

これ、特に御意見のある方はございませんか。

○楠委員 ちょっと日程のところだけ確認したいんですけど、先ほど2月11日から14日までの4日間開催するというので、実証実験ですけど、最後の7番の2、コロナの関係で2週間前からとなると、募集の期間と2週間が整合するのかどうか、それだけ確認します。

○三鬼政策調整課長 募集を締め切らせていただいたのが、以前記者会見もさせていただいた1月24日から一般の締切りがございました。残念ながら、その時点でもう実際には十数名の参加があったのですが、個人の方でキャンセル等もございまして、現状の6名になった次第でございます。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 これはあれですか、委託が株式会社ホークアイってなっていますが、補助金、これ、受けるのは、SEAモデル協議会が受けるということなんですか。

○三鬼政策調整課長 採択を受けたおわせSEAモデル協議会が補助金を受けまして、その費用で発注、委託者に支払うものでございます。

○奥田委員 上限1,600万で、こういうモニターツアーもやりながら、あと、この前新聞に載っていましたがサウナとかそういうことをやっていくということなんですか。

○三鬼政策調整課長 サウナも行く行くはヒーリングという観点からは非常に大きな要素になってくるのですが、サウナのほうは南部地域活性化基金を活用した別事業として先行して行っておりまして、これも近々、完成のときにはまた御案内をさせていただきますが、この事業とは、サウナの試作品をつくったり、サウナプロジェクトは別の事業として御理解ください。

○奥田委員 この辺のところをちょっと、まだ議会のほうにきちっとした説明をしてもらっていないので、新聞でしか見ないものでよく分からないんですけども、そうすると、これはやっぱり発電所跡の構内のところでやるということなんですか、

これは。これを、中電跡地を買い取ったりして。

○三鬼政策調整課長 目的にも書いてございますように、やはり尾鷲全体を魅力誘客多角化事業のフィールドとはしておりますが、やはり跡地開発における地域資源の活用策として、いわゆるおわせSEAモデル跡地を、尾鷲の発電所跡地を起点としながら、各浦々やいろんな資源を活用した、尾鷲に来ていただいて、こういうヒーリングも含めて、癒やしていただいて、楽しんでいただく事業としてつくり上げる実証実験でございます。

○楠委員 1点だけ。

この実証実験、これから観光的にはいいことだと思うんですけど、地域おこし協力隊の参加とか応援とか支援とかはあるんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 今回、モニターツアーの途中でも、地域おこし協力隊の活動拠点である土井見世邸でのいわゆるミーティング等もございまして、そういう形で地域おこし協力隊、いわゆるいろんな若い人の考え方も、いろんな御意見をいただきながら、先ほど三十数社の事業者が関わっていただいている中で、そういう形でいろんな若い力も入れて取り組むようにしておりますので、そういう形で今考えております。

○南委員長 課長補佐、ええかな。よろしいな。

○楠委員 今私が聞きたかったのは、尾鷲市で地域おこしされている方々もこの事業に協力なり参加しているのかどうか、その辺だけ。

○三鬼政策調整課長 サポート体制として、地域おこし協力隊の情報発信を担っております池山智瑛さんに入ってください、そういう形で参画いただいております。

○三鬼（和）委員 今回、市が直接じゃなくて、補助金を確保してやられる、また、それで、サウナのやつも従前説明があったんですけど、これと中電跡地で云々というのと、それとスケールメリットといくと、割かし小さな事業をこつこつという形になって、むしろ、例えば、ここにあるビーチヨガ&ウオークかな、それとかシーカヤック、こんなのなんか、SEAモデルの中の構想であっても、宿泊も含めて拠点を三木里にするとか、三木里等休校でやるとか古民家というようなセットですとか、ほかのメニューだったら、海じゃなくて市の山のいいところをもっと、ソロキャンプであるとかそんなのもセットするほうが、むしろ本市としては、今のSEAモデル構想の中電の跡というかよりかイメージアップとかヒーリング的にはそっちのほうが効果大だと思うんですけど、ちょっとずれてきておるといふか何

かみたいと思うんですけど、どうなんですか、これ。僕らはこんなところに参加していないでよう分からん、流れが。

○三鬼政策調整課長 確かに中部電力跡地だけに絞ると今のような御意見も当てはまるかと思うんですが、私たちは、やはり中部電力跡地、今構想をさせていただいておりますが、起点として、ここを出発点としていろんな形へ波及することも、S E Aモデルの中ではいろいろ意見がございまして、例えばアクティビティーでも、中部電力の跡地構内でできるアクティビティーもあれば、既存の尾鷲三木里ビーチそういうところも含めて、尾鷲を魅力ある滞在地と考えていただいて、それらを生かしながらしていくことを重点的に考えておりますので、その中で、今回、中部電力跡地を、その起点として活用することも踏まえて、やはり先日、11月にお示ししましたS E Aモデルの、いわゆるゾーニングの中に、一つ一つの要素を落とし込みながら進めていきたいと考えておりますので、核になるものがなかなかまだ示せないのが大変申し訳ないんですが、一つ一つの核を、サテライト的なものは着実に進めたいという思いから、今回も実証実験に踏み込ませていただきました。

○三鬼（和）委員 最後にしますけれども、実証実験って本当に、岩屋堂の散策もそうなんだけど、天体観測なんかやったら、本当の市の山で一つ観測できるって言って、まちの明かりが一切見えやんところでやるほうがよっぽど人が都会からも来ますよ。浜のほうなんかでしても、まちの明かりとかいろんなものがあって、そんなに効果的なものというかな、岐阜県かなんかはロープウエーなんかで夜中に、11時ぐらいまでに上がっておいて、そこから時間が来たら、全部電気を消して、ぱっと電気をつけて、天体観測するところかなり人が集まっておるといえるか、若いカップルが集まっているというのを一遍テレビなんかもやっていたけど、どっちみち木も高いことないしあれやもんで、ちょっと方向転換をするほうがいいんじゃないですか。

（発言する者あり）

○三鬼（和）委員 いやいや、決まったことって、将来の将来を考えて、心配して、孫、子の代まで、自分らはええと思うんさ、もう。年寄りばかりやん、ここは。将来の将来を考えたら、これでいいのかなって、そんな考えでいいのかなって。将来の将来まで残せるようなやつを我々は考えやな、喉元を過ぎるだけの議論しても始まらないと思うんですけど、いかがですか。

○三鬼政策調整課長 説明が不足してすみませんでした。

天体観測は、現在ツアーの初めですので、尾鷲市立天文科学館を活用させていた

だいたり、まずは尾鷲にある資源をどういうふうにして、やはり都会の方たちに魅力ある場所として知っていただくかの、まずあるものからしていくという視点も考えておりますので、今委員からいただいた意見も含めて、まとめてあげていきたいと思っております。

○野田委員 一つにはモニターツアーか、ええことやと思っております。

ただ、11日から伊勢市へ行って、伊勢神宮から志摩のほうへ行って、12日に尾鷲のほうに来ると。何が言いたいというと、こういう実体験をする中において、最終的にモニタリング評価というのは、今回、これ、1回で終わるのか、それとも、継続的にこういうことを、例えばこれは都市部って書いてありますけれども、どちらの都市部かちょっと分かりませんが、関東か関西か分かりませんが、そういう人の心理というんですか、本当に尾鷲の課題、問題点というのものもあると思うんですよね、まちを見てもらう中において。そういうところまではいかないし、モデルがそういう資金になっていますのでいかないと思っておりますけれども、やっぱりまちを見てもらって、何が問題で、何が課題か、まちの景観というか、そういう部分も含めて、これをやってもらうってことは必要じゃないかと。いいことばかり言ってもらわなくて、やっぱり弱いところを見てもらうってことが大事なかなと思いますので、そこら辺も含めて、どのようなアンケートになるのか、モニタリング結果をどのように評価するのかちょっと分かりませんが、やっぱりそこが重要だと思いますけど、いかがです。

○三鬼政策調整課長 今回のモニタリングの目的は、やはり目的にもございますように、いわゆるヒーリング、いわゆる癒やしと食事、健康をテーマにした、鈴鹿医療科学大学の栄養学の教授や愛知医科大学の先生にも協力いただきながら、まずはこういう癒やしと健康、食事が身体に与える影響を検査することをメインにしてございます。ですので、本来ならばたくさんの方に来ていただいて、ケースを増やすというのが一つ、目的があったんですが、このコロナ禍の中、人数を絞ってという形にはなりますが、今回、もう一つ、コロナ禍ということもございまして、接触の機会をできるだけきちっとコントロールして、安全に旅していただくということも主眼に置いておりますので、委員御指摘のいろんなまちで触れ合っていただく機会も本来ならば設けたいところなんですけど、そこはきちっとマニュアルに沿った形で、安全に旅ができるようなことも踏まえて、今回は先ほどの御提案のまちのいろんなところを見ていただくということが限定的になろうかと思っておりますので、今回はやはりヒーリングを基にした健康科学的に与える要素の検証が主になりますので、

御理解いただきたいと思います。

○野田委員　　ということは、これ、支援対象経費、上限、アッパーが1,600万ということで書かれているので、これ、1回で終わりのモニターツアーになるんですか。要は、春夏秋冬とか、ある程度尾鷲の四季折々を見るとかという、SEAモデルですから、そこが、場所は限定的になりますけれども、そういう発想はないわけですね。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　今回につきましては、3月7日までに実施する、要は地域にあるものをいかに磨き上げて、観光庁としても、ウイズコロナ、アフターコロナを据えた地域磨き上げの商品をつくってこいというのが、観光庁の今回の補助の対象でありましたので、1回限りとなります。

ただ、その条件が、全て今回の成果は官公庁へ上げるけれども、それを例えば3年とかのスパンの中で事業化していく、今回のものも実はお金を取っております。事業として窓口と阪急交通社さんも入っていただいておりますし、いろんな事業者さん、全てお金を取るという前提になっていますので、モニターツアーなので全てのお金を取ってはいませんが、お金を取った中で、参加いただいた方も、実際のそのプランがよかったのかの検証も含めて、次年度以降、それをどのようにここでうまく使えるようなモニターとして、ツアー旅行商品に、ツアーの旅行商品として次年度以降売っていけるかということも含めて、今回の実証の検証の材料に入っています。

○野田委員　　阪急交通社、ツアーということであって、ほかのいろんなJTBとかそういうものの企画というのは、今回これで終わるんですけれども、補助が、そういうイメージというのはまだないわけですね。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　あくまで今回は、阪急交通社さんは取次ぎだけの役割ですので、株式会社ホークアイさんが、東京とか自分たちがいた中で、今、どこのターゲット層がいっぱい、どこにニーズがあって、実際尾鷲を回った中でどういところが都会の女性に響くか、ヒーリングということにちょっと絞った形で実証をやってみたいという話がありましたので、今回はもっとぐっと絞った形でやりました。実際のところ、今回募集をかけると、親子連れで参加できないのかというお問合せもいただいて、今回の目的にマッチしていないのでお断りさせていただいたことがありますので、要は、これをきっかけとして旅行商品ができて、尾鷲でこういうもののプランができれば、今後誘客、集客の一つにつながるのじゃないかなということがあって、今回の実証実験を行っています。

○奥田委員 1点だけ聞きたいんですけど、去年、コロナということで、県が、県内の修学旅行を県内でという形で、だから、伊勢志摩とか北勢が結構東紀州に来ているんですよ。来ているのにもかかわらず、ほとんどが熊野なんですね。尾鷲に来ていないですよ。だから、その辺のところを、これ、営業力の問題なのか、何なのかと僕は思っておるんやけれども、やっぱり熊野市なんかは真剣に必死に動いておるんだね、民間も含めて、行政も。だから、その辺の、今、補佐、かなり熱意がある答弁をしていたけれども、やっぱりそういうことも考えながらやるんやと思うんやけれども、今これ、ヒーリングがテーマということだけやけれども、やっぱり熊野とかと勝負する上で、ヒーリングで今後尾鷲市が差別化を図って勝負していこうというような考えですか、どうなんですか、これは。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 これはあくまで今回の提案でのヒーリングというテーマですので、当然尾鷲でヒーリングじゃなくてもっと違う分野があったら、それはどんどん検証していきたいと思っています。ヒーリングだけで勝負するつもりで出したものではないです。

今回の旅行プランは、彼らの、ホークアイとしての若い人たちの考えの感覚になると、そういうヒーリング、今のこの社会の中で、心に、ちょっとゆっくりしたいなというような思いを持っている女性が多いので、そういうところをターゲットにしたら面白い旅行商品が作れるんじゃないかという御提案があったので、今回はヒーリングをたまたまテーマとして旅行プランをつくり上げたということだけです。

○奥田委員 今回はたまたまそういうことだというだけで、じゃ、今後のことはこれから検証していくということかな。

ただ、これ、僕は見えておって、これ、プログラムやったら、シーカヤックなんかは三木里でしておるでしょう。熊野古道なんかへも行くツアーなんかもしょっちゅうしておるやないですか。

すし作りかな、こういうのを天満荘でやったりとか、岩屋堂、これ、非常に立派なところですよ。でも、十分そんな宣伝とかはやられていないじゃないですか、非常に、天体観測もそうやけれども、今あるものですよ、これ。十分やっぱり、政策調整課として、商工観光もそうかもしれんけれども、今やっぱり立派なものは尾鷲市にあるんですよ、これ、僕、思うんですわな。

だから、今あるものをやっぱり売りにして、もっと営業をかける、民間とまた一緒になってやるという、僕は検証検証ばかり言うて、たまたまこんなものでやるんですよみたいな、そんな一過性のものだけばんばんやっておったって何の成果も



出ないですよ、こんなの。やっぱりあなた方は今あるものをどう使うかという、だって、旅行会社に対してこういうふうなツアーを組んだらどうですかぐらい、いろいろ言えるじゃないですか。岩屋堂へ行って、三木里へ行って、いっぱい、熊野古道もあるわけやし、尾鷲、市長は何もないと言うけれども、尾鷲、結構いいのありますよ。だから、こんなことをやっておる、たまたまやるんだって、これはこれで構わんけれども、今ある尾鷲のものであなた方、きちっとしたツアーぐらい組めるでしょう。

もっともっと、僕はやっぱり熊野市に負けておるのが悔しいんですわね。これは非常に悔しいんですよ。全部持ってかれておる。この前は熊野の方がちょっとは尾鷲市に分けたらどうかという形で、旅館組合を尾鷲市と紀北町、一緒になってやろうかと言うておるけど、それは東紀州へお金を持ってくるための一つの手段でしかないと思うんですよ。結局はもう熊野市で全部持っていかれるような感じ。今の尾鷲市の状況やと全部持っていかれますよ、熊野市に。市場は紀北町もあれやけど。だから、そういうところを僕はもうちょっと真剣になって、真剣にやっておると思うけれども、僕はもうちょっと真剣にやらないと、たまたまこんなののでやるんですぐらいじゃ、そんな気じゃ僕はあかんと思うで。もうそれだけちょっと言っておきますわ。

○三鬼政策調整課長　　ちょっと1点だけ補足説明させてください。

私ども東紀州地域振興公社に政策調整課から職員を派遣しておりまして、月例報告で月に何度かミーティングをするんですが、先ほど委員おっしゃられました三重県が実施した南部への旅行においては、やはり馬越峠を中心とした尾鷲地区と、熊野も含めて、割とたくさんの学生さんに来ていただいております、確かに今おっしゃられる熊野のほうが多いのではないかという意見は、人数的にはやはり熊野市のほうが多いんですが、尾鷲市にも多くの学校や修学旅行、来ていただいているのが現状でございます。ただ、宿泊の面でやはり向こうに宿泊されるほうが多いというのは報告を受けておりますので、その辺は課題があるのは認識しております。

今回御指摘いただいた、やはりいいものは尾鷲にも非常にあるということは私たちも認識しておりますが、例えば、私たちもちろん、商工観光課も含めて、これを磨き上げてどう売っていくかというところは、もちろん仕事として一生懸命しなければいけないところですが、新しい、今回ホークアイというベンチャーと組ませていただいておりますが、どういう新たな若い力からの視点で、どういうところにポイントを置いてしたらいいかというところを聞かせていただいて、私たち、いろい

ろお話しすると、私たちが気づかなかったところに気づかせてもらったところも多々ございまして、その辺も踏まえて、一緒にやって、伸ばせるところは伸ばしていき、私たちが、元からあるもの、磨き上げなければいけないところは、庁内も含めて、そういうミックスしながら進めていきたいと思っておりますので、今後も、例えば、いろんな観点から、今回はヒーリングですが、違う観点での提案で合致するものがあれば、それは商工観光課等とも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、その辺は、できることは着々と、確かにコロナ禍で何か進めるのに課題が多い時代ですが、その中でも何かできることはないかというのは一生懸命考えさせて、御理解いただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥田委員 最後になりますけど、それが、課長、遅いんさ、尾鷲市はやるのが何もかも。それで、やっぱり課長は分かっているように、そりゃ馬越峠へ来たとしても尾鷲に泊まらんのか。熊野や勝浦へ行ってしまふんさ、泊まりは。そういうツアーばかりやないですか、でしょう。だから、その辺のところを、尾鷲に泊まってもらわなお金は落ちんわけですからね、これ。そうでしょう。

だから、今回、これ、2月11日からやるのに、何で2月11日に志摩市のホテルに泊まるの、これ。尾鷲市に泊まらせりゃいいやないですか、こんなもの。こういうところが甘いですよ、非常に、各担当課として。何で伊勢志摩に泊まらせるの、尾鷲市に泊まらせたらいいやないですか。検査とか必要だから、検査だけして尾鷲市のホテルに泊まらせたらええやないですか。6人ぐらいでしょう、これ。こういうところが非常に甘いですよ、あなた方。ちょっとのことやけれども。だから、ツアーを組んで、きちっとやっぱり尾鷲に来てもらう、体験に来てもらえるんやったら体験に来て、そのままやっぱり尾鷲のほうの宿泊施設へ泊まってもらうというよな、きちっとしたその辺のプログラムって組んでいかな。遅いです、やり方が。これからこれからといつも聞くけれども、もう熊野市にやられておるやないか、完全に。僕はそれが悔しいから言っているんですよ。もっと早くやってください、早く。

○三鬼政策調整課長 やはり、そういう御指摘も受け止めながら進めていきたいと思っております。

今回、伊勢を出発点としたのは、いろいろ事業者と話をする中で、熊野古道伊勢路の出発点である伊勢からを一つのこととして、いわゆる癒やしのそういう説明も含めながら進めていきたいということですので、全てが尾鷲ですするという案ももちろんございしましたが、そういうことをトータルで考えて、商品化に向けての第一歩

として捉えさせていただきたいと思いますので、御理解ください。

○三鬼（和）委員　説明を聞いて、この事業そのものは何にもこだわってはいないんやけど、おわせ S E A モデル、これ、例えば観光物産協会のこれをやるとかやったら意味は分かるんです。S E A モデルの中のゾーニングであるとか、これから整備、いろいろ考えておる中で、今、これは尾鷲、ほとんど既存しておるものをやるわけなんですけど、それで集客効果をもう一遍見直すんかどうかなんやけど、これって S E A モデル、どのように生きてくるの。また、このことによって S E A モデルの絵を描き変えるんですか、どうなんですか。その辺が分からん。これ、観光物産協会やったら話は十分分かる、今の説明も全部分かるんやけど。

○三鬼政策調整課長　確かに、今お示ししている S E A モデル構想は幾つかのコンテンツがあって、そのどこの、いわゆる実現性を突き詰めていくかというのは今作業させていただいているところです。

ですので、今回いわゆるツーリズムというものをどういう部門に当てはめるかというのは、やはりこの地域に集客を上げて、集客交流を掲げるということも、私たち、S E A モデルの S の部門の尾鷲市のテーマでございますので、そういう中の 1 点として、やはり尾鷲市を再発見、再確認していただいて、こういう磨き上げながら、まずは来ていただいて、知っていただいて、今回、お客様でふるさと納税を通じて、関係人口という尾鷲を応援していただくきっかけをいただいた方がたくさんございますので、そういう方たちへもアプローチすることも含めて、やはり何かものがないとできないというところは正直なところございまして、既にあるものをどう磨き上げていくか、それで新しいつながりを含めて、何か新しいものをつくり上げていくきっかけに、この事業を進めたいというのが、直接 S E A モデルのどこと結びつけるかということはまだ具体的に定められていないところもありますが、今の御意見も含めて、必ずつなげていきたいというふうに考えて取り組ませていただいております。

○三鬼（和）委員　最初に、S E A モデルを組むときに、一時的な予算を組んできておりますけど、現実的には、人件費というのでかなり S E A モデルにも費やしておると思うんですね。こういった事業をするのはええと思うんですわ。

ただ、その到達点が S E A モデルなのか、今やっているのは S E A モデルをしながら尾鷲全体の集客効果はどうか、あるかとかこういうメニューが出てきたとしか取れないもんで、その辺、やっぱり、もうちょっと、S E A モデルのここへやっぱりたどり着く、ただのサービスだけじゃない、ここへたどり着くって、S E A モデ

ル、目指しておる中の、ここにこういうものが必要なもので、こういった調査に入るといふところが分かるような形で、S E Aモデルのネーミングをつくった説明にさせていただきたいので、ちょっと発言はさせていただきますので、今後、その辺、ちょっと。これ、この事業自体はどうこう言いませんよ。私はよいところを突いておるなと思いますけど、だからといって、これ、S E Aモデルがなかってもできることやもん、そうやろう。その辺、どうなんかって、仕事でやられておるんやったらどうなんかといふところをきっちりしてほしいと思います。

○南委員長 答弁、簡潔にお願いしますね。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 S E Aモデルの一つの中でアクティビティゾーンがあると思うんですけど、あれは、要は市内にあるいろんな資源、資産、海、山、川を使う中で、あそこを起点として、最初に課長言いましたけれども、回す仕組みをつくるという話があったと思います。その部分を、今あそこの跡地の中でできないので、それをするソフト的な事業の一環として、こういうもので、今までの、我々の言葉で言う、点を線に、線を面にといふものを、より実現、跡地を使わずにできるもの、方策はないかと考えたときに、ちょうどこの補助金がありましたもので、そこでまずは実証をやってみようといふことでやらせていただいたので、それは起点にして、あそこから人を市内に回す、地域に回すといふことにつながるものと考えております。

○高村委員 こういう行動は基本的にはすばらしいことやと思う。それでも、遅かったと思う反面、僕は四、五年も前にパワースポットや場所を紹介せえ、尾鷲のために、火柱の出ておるところはあるんやと言っておるのに、一度も私のところに聞きにきてもうていない。それを信じるか信じないかは別として、尾鷲をP Rして、女の人とかいろんな若者を尾鷲に呼ぶこむためにはどうすればええかといふのを、みんなで真剣にして行動せなあかん。そのために、ここへ行ったら癒やされる、ここへ行ったら何か自然の力を自分にもらえるといふ、そういう場所が、私の聞いておるところでは7か所あったんや。それをうそでもいいから、2泊3日でもええで、ルートをつくったって、それをだしに全国から人を集めるようにすれば、四、五年もたったらそのうち、10人が20人、20人が100人になってくるんやで、そういうことをやってもらいたかったんさ。遅過ぎる。こういう、ええことやけどね。まだまだ、担当者が髓の髓まで入り込んで、私らから好きなチャンスなりそういうことを、真実を見抜いてほしいと思うよ。そうしたら尾鷲のためになります。

○三鬼政策調整課長 今回こういうツアーの中でもいろんな方の意見を聞く中、

今、委員おっしゃられたパワースポットとか、そういうところに非常に魅力を感じる層も本当にいるのはありますので、そういうところも私たちは着目していかなければいけないと思っていますので、よろしくをお願いします。

- 南委員長 皆さんの努力は、執行部の努力は十分認識しておるつもりでございます。こうやって、おわせ S E A モデル協議会の大きな目的から、ちょっと道から外れて行って、尾鷲市としてプロジェクト S に基づいた観光、文化ということなんですけれども、何かちょっと方向が外れていっておるような、僕は、方向に思うもんで、核は核で結構でございますけど、やはり当初の目的とは随分と、本当にこれでいいのかなというような思いがするんですけれども、それはそれとして、できるだけ議会のほうへも情報開示していただくことを切に望む。

僕らは、はっきり言うて、核の部分の話というのは中身が見えていないものですから、この補助がつかました、こうやるんですよ、サウナをつくるんですよという形のものでも、全体像がやはり僕らは見えていないもんで、核としては分かるんですけれども、やはりいまいちしっくりしないというのが僕の個人的な見解でございますので、ぜひとも、もっともっと本音の情報開示をしていただいて、深い議論をしていただけるようにせんことには、おわせ S E A モデル協議会だけ走って行って、議会がそれについて認めていくんかというようなことに始まってきますので、事業を進めるに当たって必ず予算が発生しますで、そういったことでは、議会の権能というんか議会の在り方というのがちょっと疑問に感じられるような場面が多々出てくるんじゃないかなという懸念がいたしておりますので、ぜひともそのようなことがないように、執行権と議決権はお互いに成長できる形の下で事業は進めていただきたいと、強く要望をしておきます。

- 三鬼政策調整課長 御指摘のとおり、やはり私たちも S E A モデル、いわゆる何を核にしてするかというところの一番大きな核が示せないところは反省点でございます。その中で、やはりその核の周りにある一つ一つの要素、サテライト的なものをどうまずつくり上げていくかという、一步一步するところも非常に大事だと思っております、その段階では、やはりちょっと分かりにくい、御説明がしにくいところもございますが、今おっしゃっていただいたことを肝に置いて、やはり情報提供も含めて、一緒になって進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

- 南委員長 よろしくをお願いします。

長時間にわたり、ありがとうございました。これで行政常任委員会を終わります。

(午後 3時20分 閉会)